

## 第21回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

開催日時：平成15年1月23日（水）午前10時50分から午後3時まで

開催場所：百景苑2F「百景の間」

出席委員：宮地委員長以下11名出席（五十嵐委員、高田委員、高橋委員欠席）

田中治水・利水検討室長

大変お待たせを致しました。只今より第21回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催致します。開会にあたりまして、宮地委員長からご挨拶をお願いしたいと思います。

宮地委員長

雪のためとは申しながら、1時間以上近く開会が遅れまして、申し訳ございませんでした。お待たせを致しましたが、会を開きたいと思います。本当に雪のところ、お忙しいところご出席頂きましてありがとうございました。前回の委員会では、薄川と郷土沢、それから上川の問題を委員会で審議を始めました。薄川につきましては、原案によりまして、公聴会を行うということになりましたので、本日はその公聴会に提出する資料について、ご検討頂きたいと考えております。それから、郷土沢と上川につきましては、前回ちょっと時間が取れず、十分な議論ができませんでしたので、本日も引き続きご審議を頂きたいと思っております。それから、前回の委員会で利水についてのワーキンググループの報告を行った際に、いくつかご質問がございました。それにつきましても、今回、幹事会の方からご回答を頂くように考えております。また、現在、審議を行っております角間川、黒沢川、駒沢川、この3河川につきましても、進行状況についてご報告をお願いする予定であります。今回も引き続きご議論頂きまして、なるべくスピーディーに運んで参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。どうも、ありがとうございました。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。只今の出席委員は14名中8名でございます。条例の規定によりまして、本委員会は成立致しました。雪の事情で、道路事情の関係で遅れている委員さんは来次第、参加して頂く予定となっております。それから、資料の確認をさせていただきますが、お手元へお配りしました資料は資料1、部会報告資料、それから、資料2、暫定豊水水利権について、それから、資料3は欠番です。それから、資料4、薄川流域の公聴会の資料、それから、資料5、上川部委員からの資料ということでございます。確認をお願いしたいと思います。それでは、委員長、議事進行の方、お願い致します。

宮地委員長

はい、承知致しました。では、まず、本日の議事録署名人を指名致します。今回、植木委員がお出でになりませんが、お見えになるんですね。遅れておりますが、植木委員お出でになるはずでございますので、植木委員と、それから、大熊委員、お願いを致します。それでは、はじめに部会からの報告から始めたいと思っております。資料がございまして、黒沢川、角間川、

駒沢川、じゃあ、黒沢川からお願いを致します。

事務局（治水・利水検討室）

本日、高橋委員長がご欠席でございますので、事務局からご報告申し上げます。前回の委員会から今回までに黒沢川部会は開催されておりませんので、特に報告する内容はございませんが、黒沢川におきましては、あさって25日に公聴会を開催する予定でございます。昨日までの公聴会の公述人の募集に対しまして、応募者が23名ございます。あと、今日まで応募を受け付けて、25日に公聴会を開催することとなっております。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。ご質問等ありましたら、あとで、まとめてお伺いを致します。角間川、お願いを致します。

風間委員

それでは、角間川の部会の方からのご報告をさせていただきます。8ページをご覧ください。第7回まではすでに前回までの検討委員会で報告済みでございますので、第8回の部会状況を報告させていただきます。1月17日に山ノ内の文化センターで行いました。まず、北陸新幹線高社山トンネルからの湧水、これを利水に応用できないかという件でございます。従来より部会の方と致しまして、鉄建公団の方に直接お出ましを頂き、私どもの様々な話を聞いて頂けないか、あるいは、資料の提示を頂けないかということをお願いしてきたわけですが、どうしても出席できないという状況がございまして、代わって、県の窓口であります高速道・北陸新幹線局の次長にお出でを頂きまして、ご説明を頂き、質疑を行ったところでございます。そして、前回までの治水及び利水に関する質問事項についての回答と質疑を行いました。そして、ダムによらない治水の代替案について、概算の費用とその報告、質疑を行ったところでございます。治水の代案につきましては、パラペットを主体と致しまして、堤防嵩上げを組み合わせたミックス案ということに部会と致しまして一本化ができたわけですが、その概算の費用と致しましては、3億3,000万という費用が提示をされました。更にダムによらない利水の代替案のうち、表流水の利用案についても審議を行いました。水利権の問題等々、様々な困難があるという点がございまして、このことの確認をしたところでございます。その中で利水ダム案というものが実はあったわけですが、この利水ダム案につきましては、不特定用水量、それから、上水道用水量、さらには堆砂容量、堆砂容量の中でも、0年でやった場合、10年でやった場合、30年、50年、100年でやった場合、それぞれの概算費用、準備費を出して頂き、それを元に次回以降、検討の材料とするということで、これだけは残してございますけれども、他の案につきましては、困難であるとの確認をしたところでございます。また、環境調査報告と、松島（信）委員からの地質調査を、次回ご報告を頂きまして部会についての審議を行っていきたく。次回何とか利水についての代案の絞込みを行いたいと考えています。次回は1月の27日、その次は2月の3日、そして公聴会が2月の12日という予定であります。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。それでは、駒沢川、藤原委員、お願い致します。

藤原委員

1月15日の検討委員会の時まで、第6回の部会報告まで済んでおります。その後、1月16日に第7回の部会を行いましたので、その報告を致します。お手元にある資料1の10ページに、概要があります。16日は11時から現地調査ということで、駒沢川の合流点から上りまして、ずっと河道の調査をやりました。それで伊那建設事務所の若い人なんか冷たい川の中に入って、協力をして頂いたおかげで現地調査もスムーズにできまして確認を済ませて参りました。1時から第7回の部会を行ったんですけども、この時には地下水の問題について、平成3年に松本サクセンが電気探査をした報告がありますので、松本サクセンの伊関部長が出席をして地下水の状況について説明を受けました。それから、地元の3役というんでしょうか、主だった方から意見を聞こうという提案が前回ありましたので、それに基づきまして、小野区長さん、それから小野簡易水道運営委員長さん、駒沢川水利受益者代表の方から、いろいろと意見を伺いました。そのあと各委員の方から出して頂いた代替案についての質疑を致しました。代替案の中でダムによらない案ということで地下水の問題が出てきたんですが、地下水からは今だいたい500m<sup>3</sup>/日くらいの水が供給できればということで、500m<sup>3</sup>/日くらいの水源として春宮地区というところに500m<sup>3</sup>/日くらい出る水源がある可能性があるというのが、松本サクセンの調査の中でありましたので、一応ここを候補地として、井戸を掘って、それを引き上げてくるということで意見が出されまして、それについての費用というものを一応検討しました。松本サクセンの話では500m<sup>3</sup>/日くらいの井戸を掘ると、だいたい1,000万くらいでできるだろうと、付帯施設その他で、5割増しとか、もしくは倍くらいになるかもしれませんがということで、1,000万程度で井戸は掘れるということが分かったので、それを候補にしました。それから下町水源なんですけども、これは砒素があるということでできるだけなんとかこれを廃止できればということで、地下水が500m<sup>3</sup>/日手に入れば、この下町水源の廃止が可能だが、それができない場合には、砒素の除去装置、これがだいたい1億とか、2億5,000万とかというような額が出ておりますので、そのこともひとつ考慮しようというふうにして、利水の問題については地下水、それから地下水が駄目な場合には砒素の除去装置と、水の量は1,000m<sup>3</sup>/日とあるわけですから、そういうふうなことで対応できるのではないだろうか。それから、治水についても暫定的に現河道でもって、そのまま河川改修を行わないという方向でしばらく推移をみたらどうかという話になったわけなんです。次回はダムによらない案、それから、ダムによる案を検討することになっております。ダムによる案というのは、現行のダムの計画と、それからダムの縮小案というのがあったんですが、ダムの縮小についての具体的な方策が分からないもんですから、これは現行のダムということに一応まとめて意見をまとめるということにしました。そうすると、ダムによらない案と、ダムによる案2つについて、審議・質疑をしていこうということになりました。そのあと、松岡先生から助言がありまして、パラペットの問題も議題になったもんですから、この点について、検討してみてもどうかということで、これも事務局の示唆がありまして、一応伊那建設事務所でこれについての試算をして頂こうということで、27日に第8回の部会があ

るんですが、その時に部会長提案という形で出そうと思ってます。それからもうひとつ、農業用水の問題があるんですけども、これは細洞ため池をある程度補強と改修することによって、若干のプラスがあるんじゃないかというような意見も出ましたので、この点についても事務局の方で、試算を出してみようということになっております。ですから、今の時点ではそういう新しい提案を27日にした上で、このことについて部会で議論をして、そのまとまったものを提起して公聴会に向けて準備していこうという運びになっております。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。それでは、只今のご報告に対して、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。あの、藤原部会長、ちょっとお伺いします。ダムによらない案の中の治水が河川改修も何にもしないってことですか。

藤原委員

それは最初パラペットということを考えて、16日の11時から現地調査したんですけども、その時にパラペットはそう簡単ではないなという判断を私がしたもんですから、一応、その問題は私の方から取り下げまして、むしろ基本高水を考えるというようなことで治水の問題はしばらくの間はなんとかできるんじゃないだろうかというようなことで、特に前にも申し上げましたけれども、基本高水5.2m<sup>3</sup>/sというのが少し過大なんではないかということで、これは大熊先生の方からも指摘もあったし、そういうことで4.0m<sup>3</sup>/sくらいですと、余裕高を見れば大丈夫だということです。それから、もうひとつは合流点から760mくらいは河川改修が行われてるわけなんです。そういう部分で相当差し迫ってということはないんで、暫定的にしばらく現状でという提案をしたんですけども、松岡先生の方から示唆がありまして、この問題についてやはり少し考えた方がいいんじゃないかというようなことを言われましたので、事務局と相談しまして、27日にはそういう提案をしようと思ってます。

松岡委員

お願いします。

宮地委員長

どうぞ。

松岡委員

15日の検討委員会でも結局はお金がどこにあるんだというような財政の方から、毎回それでみんな黙ってしまうというような状況続いておりましたというか、そういうこともありまして、結局、ダムを造っても、例えばパラペットでやるにしても、パラペットでやるとなると、橋の架け替えですとか、そういうことも必要になってきますと試算しなければ分かりませんが、あんまり巨額になってきますと、結局は実現性みたいなところでまたぶち当たってしまう。そういうこともございまして、結局選択して何もしないというのは、かなり危ないことではないか。それで、駒沢川の場合は先程部会長の方からもお話しございましたように、例え

ば、 $52\text{ m}^3/\text{s}$  流れるうちの  $16\text{ m}^3/\text{s}$  はダムでカットして、そうすると  $36$  でしたっけ、 $36\text{ m}^3/\text{s}$  流せばいいという含みもあって、最下流の方が、多分余裕高ももって  $36$  流れるように改修になっている。それより上流の方は  $40\text{ m}^3/\text{s}$  以上流れるような断面になっていて、ピンのような感じだと思って頂ければ、ボトルネックと言え、おかしいですけど、下で瓶の口になっているというか、上の方が  $40\text{ m}^3/\text{s}$  流れて、下の方は  $36\text{ m}^3/\text{s}$  だと、そうすると上の方が流下能力があって、大量の流量が流れて、例えば土砂や流木なんか流す力あるけれども、下流の方来ると、 $36\text{ m}^3/\text{s}$  で溢れるという話になると、あそこは  $153$  号のような幹線の国道がございますので、そういうところで、例えばつかかかってしまうなり、つかかったのが元で橋が壊れて、また何というんでしょうか、災害復旧に時間かかるということになると、簡単な逃げ道がないような道ですので、何にもしないというのは危ない。地形的に考えても、上流の方、 $40\text{ m}^3/\text{s}$  流れる、あるいは、その市街地に来る前のところの集落よりか低くてというような場所がございますし、地形とか流路の形、流域の特徴などからしても、この暫定というのは、何もしないというとは違う。私の雰囲気としては、両方とも物凄いお金がかかってきちゃって、どうするんだ、できないっこないじゃないかと言われた時には、それよりかうんと少ないお金で、少なくとも流木と土砂くらいは途中で止まって、ちょっと回りの田んぼとか、山林に被害は出るかもしれませんが、そこは、補償するとかそういうことでやれば、土砂、流木を最下流までもってきて、そこでつかかからせて、災害にしてしまうよりは、まだ被害を軽減できるかもしれない。そういう意味で暫定というのは両方ともダムもパラペットも金かかりすぎて駄目だったら、途中のそういうワンクッションおける、ショックアブソーバーというか、そういう流木止めと言いますか、そういうものを造っておくことで、若干助かるようなことがあるのか。そういう意味で暫定というのは、何もしないというのではなくて、河川改修区間より上  $44\text{ m}^3/\text{s}$  流れて、下  $36\text{ m}^3/\text{s}$  しか流れないのに、上さらに河川改修して  $50\text{ m}^3/\text{s}$  流れるようにしても、下はもう  $36$  しか流れないわけですから、そういった意味で暫定的に中間で何か考えないと駄目という、そういう雰囲気を出したんですけど、具体的にこんなものを造れと出したわけではないので、こういう形で収まってしまった。これは危ないという話でパラペットもやって、全部考えた方がいいんじゃないかという話をあとで、もう部会が終わってしまいましたので、再検討をご提案申し上げておきました。そんなことでございます。

宮地委員長

分かりました。暫定的という意味が良く分かりました。

藤原委員

松岡先生からそういう助言を伺いました。それに基づいてパラペットの試算をしてもらったということで、27日に一応部会に諮るということになりました。それから先程、暫定的という中で伊那建設事務所で計算してもらって、確かに  $36\text{ m}^3/\text{s}$  というのは、一応高水になるんですが、余裕高が  $60\text{ cm}$  あるんですね。それで  $52\text{ m}^3/\text{s}$  流れた場合には、まだ  $10\text{ cm}$  余裕があるという。余裕高が  $50\text{ cm}$  しか食わない。まだ  $10\text{ cm}$  余裕がある。それと掘り込みなんですね、あそこは。ですから、そういう意味で、暫定、しばらくの間は、という意

味で、何とか呑めるのではないか、ボックスのところはちょっと厳しいでしょうか。ですけど、それ以外のところはだいたい余裕高まで見込めば、 $52\text{ m}^3/\text{s}$ は流れるという計算を伊那建設事務所の方で出して頂いたので、それでちょっとしばらくの間はということで、考えました。

宮地委員長

分かりました。他にご質問、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、部会の報告を一応終了致します。それでは、前回で出ましたいろいろなご質問に対する回答をお願いを致したいと思えます。河川水利用の暫定措置についてのお話をひとつお願いを致します。それから、利水者負担額の方はちょっとまだうまく書類が整わないということを知っておりまますので、ひとつ、その辺もまたお話を頂きたいと思えますが、幹事会の方から、河川水利用の暫定措置の方から始めて頂きましょうか。はい、お願い致します。

幹事（河川課）

河川課でございます。前回に引き続きまして、暫定豊水の水利権につきまして、ちょっと説明をさせて頂きたいと思えます。資料の2の暫定豊水水利権についてということで、お願いしてございますので、それをご覧を頂きたいと思えます。暫定豊水水利権の認められる条件等につきまして、これに基づきまして、再度ご説明をさせて頂きます。くどくなって申し訳ございませんけれども、用語の説明の方から、ちょっと、再度させて頂きたいと思えます。まず「正常流量とは」ということでございます。正常流量とは「河川維持流量」と、それから、「既得水利権相当量」の双方を満たす河川に必要な流量であります。それから、渇水流量であります。1年間を通じて、355日を下回らない程度の流量をいいます。基準渇水流量というものは30年間分、または10年間であれば、10年間分の渇水流量を比較致しまして、30年間であれば、低い方から3番目の量、10年間であれば、一番最低の流量をとって、その河川の基準渇水流量と言います。これが安定的に利用できる流量としまして、通常はこの基準渇水流量の範囲におきまして、水利権の許可が出されるということでございます。この基準渇水流量より上の部分の流量を豊水と言います。この豊水につきましては、通常、許可はされませんが、特例で許可がされる場合があるということです。この特例的なものとして暫定豊水水利権があります。どういうことかということでございますけれども、基準渇水流量を超える不安定部分の豊水につきまして、水道用水に限り、水源の代替措置が確実で、民政安定上緊急性があり、必要最小限の水量部分について期間限定で水源措置の完成までの間、特例的に許可されるものということでございます。許可される水量でございますけれども、豊水全てが与えられるわけではございませんので、必要とする最小限の量となります。例えばの例として申し上げますと、ある地域で地下水源等によって、 $8,000\text{ m}^3/\text{日}$ の給水をしていたというところで、人口とかそういうものの急増によりまして、 $10,000\text{ m}^3/\text{日}$ の水が急に必要になってきたというような時、このため、不足の $2,000\text{ m}^3/\text{日}$ を、 $10,000$ 必要な水が $8,000$ しかありませんので、 $2,000\text{ m}^3/\text{日}$ を新しい地下水源に求めようとしたわけですが、新しい井戸ですとか、そういうものの設置に1年程度とか、そういう日数がかかってしまうと。しかし、緊急的に対処をしないと民政上、非常に問題が出てくるような状況になったという場合には、この安定的に毎日取水できないということも承知の上で不足分の

2,000m<sup>3</sup>/日を上限と致しまして、基準渇水流量より上の豊水部分のみから1年間の暫定許可を得て、急場を凌ぐというような場合が考えられるということでございます。それで、図の中でございますけれども、図の中ほどの点線の部分の水道必要量の部分を豊水に求めるわけでございますが、その6月と書いてある上に、ずっと辿ってもらおうと、だんだん少なくなっているわけですが、河川流量が少なくなってきました、基準渇水流量に近づくと、取水できる量が減ってくると、基準渇水流量を下回った場合には、全く取水ができないということになります。そのために暫定豊水水利権の許可条件と致しまして、将来の水源措置が確実にしていること、また緊急性があること、それから、取水できない状況が長期間発生することがないこと、それから、取水不能となった時の対応が具体的に定められていること等でございます。一応、こういう形で暫定豊水というものを、上の豊水部分のところにつきまして、一定条件の下で与えられるものだというところでございます。豊水水利権については、再度ご説明をさせて頂きました。以上です。次に前回の検討委員会でのご質問との関係について、お答えを致したいと思います。前回で、長野県内で暫定豊水水利権を許可したのものがあるのかということと、それから、暫定豊水の実例、また取水できた理由という形でご質問を頂きました。それにつきまして、県内には許可されたものはございません。ただ、全国には国等において暫定豊水水利権を許可したものがございます。それにつきましては、緊急性ですとか、逼迫度などの状況により、やむを得ないものとして許可されたようでございます。また水源代替案措置としては、そのほとんどがダムができるからというようなことで許可されたものようでございます。ひとつ、事例がございましたので、資料のその2の2ページ目、後ろのところになりますけれども、「信楽町の水道にかかる河川法の許可について」というものがございましたので、付けさせて頂きまして、若干この説明をさせて頂きたいと思っております。概要でございますけれども、滋賀県の信楽町の水道にかかります淀川水系の大戸川からの取水につきまして、滋賀県及び近畿地方整備局が代替水源の対策が完了するまでの2カ年のうち、当面、1カ年について、平成14年6月13日付で許可をしたというものでございます。許可をするにあたっての判断というものが、その資料の3ページ目の4番のところ、あたりの判断というものがございます。ちょっと読ませて頂きますけれども、「今回は正計画として、水源確保策が具体的に提示され、これから具体的な対策が行われていくこととなる。全ての水源確保が完了するまでは2年間が必要であるが、1,395.2m<sup>3</sup>/日については暫定豊水取水ということで、1年間の許可期間とした。」、「また」のところにつきましては、第一水源地のところというのは、許可分のところのもの、表流水取水地点を違うところに移して604.8m<sup>3</sup>/日につきましては、すでに水利権許可があるところのものに加えて、取水地点の許可がありまして、「取水地点が従前の取水位置に対して下流となることから、河川の正常な機能の維持及び他の水利使用者に影響を与えないことから問題がないものである」という判断の元にされたということでございます。一応、例としては以上でございます。次に、砂防ダムからの取水関係ということで、暫定処置として考えた場合の砂防ダムからの取水の確保、関係ということについてでございますけれども、砂防堰堤に溜まっている水につきましては、法的に設定できる権利の対象からは除外されているものでございまして、「水利権は取水が安定的に継続されるものについて、許可されるものであり、いつなくなるか分からない不安定な砂防ダムの貯留水を利用した許可はできない」ということでございます。先程、ご説明しました暫定豊水許

可は河川流量の豊水部分についてのみ限定して暫定的に許可されるものでありますので、砂防ダムの貯留水とは別のものということでございます。私の方からは以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。まず、今のことについてご質問頂きましょうか。どうぞ、宮澤委員。

宮澤委員

今、最後の砂防ダムからの取水ですが、いつになるか、いつ埋まるか分からないからできない。そういうようなことなんですか、それとも、埋まらない状況だったら取ってもいい。そういうことなんですか。埋まるのが前提で砂防ダム、砂防堰堤っていうのはあるわけですけど、そういう大義があるからということなんでしょうか。そのニュアンスをもう一回確認させてください。

宮地委員長

お答え頂けますか。どちらが。はい、じゃあ。砂防課の方でしょうか。

幹事（砂防課）

砂防課長の堀内でございます。水たまり構造の砂防堰堤を設置しても、それによって、先程申しましたように、流量調整を行えるというようなものではございませんので、基準湯水流量が増えるということはありません。従いまして、砂防堰堤によって、新たな水利権が発生することは物理的にもないし、法的にもあり得ないということです。委員ご指摘のように砂防堰堤は土砂が溜まるということを前提にして造っておりますので、その水利権につきまして、今日、五十嵐先生お休みなんですけれども、河川法の23条で水利権の許可について、第5節に書いてございますけれども、水利使用の許可に必要なとされる基本的な条件とか基準が4つほど書いてございます。取水の安定性という項目がございまして、ここで、はっきりと規定されておりますので、水溜り構造の砂防堰堤に溜まっている水については、水利権は考えられないということでございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。他になにかご質問ございますか。ちょっと、信楽町の場合、よく聞いてなかった面があるんですが、これ見ると、計画を立てるまでの期間として、1ヶ月間、まず暫定的に許した、ということですね。それから、あと対策を立てるのに2年間くらい必要だということで、また延びたんでしたっけ。そうでございますか。はい。

幹事（河川課）

私どもの方もこの資料より深い部分については承知はしてないわけですけども、ここでまず河川法の申請をしないで、取ってたっていうのが発覚を致しまして、それにつきまして、その是正処置をするようにということで、緊急にやったわけですけども、まず、まさに水道の民政



安定上緊急に必要なものであるということで、その対策等をまず取りなさいと言いながら、1ヶ月間を許可をしたということです。それについて今度、その水源確保についての対応策を確定するまでの期間として、もう2ヶ月与えて、具体的にそのもので井戸によるものとか、それから既設井戸の改修で能力アップをすとか、それから既得水利権があったところの部分に余裕がまだありますので、その上乗せをした分ということで必要最低限の2,000を確保する計画を立てた。それで、これにつきまして新たな井戸の新設、既設の井戸の改修とか、全部合わせてると思うんですけど、2年間くらいかかりますので、暫定の方として1年間をとりあえず許可をしたということでございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。黒沢川、似てるんです。どうぞ、大熊先生。

大熊委員

どうも、暫定豊水水利権についての説明で、信楽町の大分遠い話が出てくるものですから、近くで、例えば信濃川でも、暫定豊水水利権が0.5m<sup>3</sup>/sくらいトータルであります。それは清津川ダムができるということで、暫定豊水水利権が認められておりました。ですから、清津川ダム中止になりましたから、これからどういうことになるんですかね。清津川ダムといったようなすぐにはできそうにないものでも、そういう形で暫定豊水水利権が認められてきたという、そういういきさつもあります。それから、利根川なんかでは、何m<sup>3</sup>/sなっているか、ちょっと忘れちゃったけれど、かなり暫定豊水水利権があります。ですからそういうこともあるよということで、絶対に確実になったダム計画などでなくてもそういうことなんで、行政裁量権のなかでいろいろやられてきたということもあるんだろうと思います。

宮地委員長

他にいかがでございましょう。私、ちょっと質問したいんですが、この間、県の構造特区の申請の39の中に水利権調整特区というのは申請しておりますですね。あの名前を見てたちまちこういうふうなものができるとうまく使えるなあと感じがしたんですが、まだ実現には遠いのかも分かりませんが、そういう中では今の暫定豊水水利権みたいなものを、その特区ならば少し規制が外れるということは考えておられたのでしょうか。ちょっとお伺いをしたいのですが。はい、どうぞ。

幹事（河川課）

今の委員長さんからののですが、一応新聞等に出た特区でございますけれども、豊水をみんなうまく利用できないかなということでございます。ただ、どういうふうに活用をして、どう実質的にやっていこうかというところについて、まだ具体的なものは何も決まっておりません。ですから、今、どういうふうにといわれても、まだ明確なお答え等もできませんし、これが、まだ国に上がっただけで、それがどういうふうになるのかもちょっと今の時点では、分からない状況でございます。ただ、今後としては豊水というものがやはりありますので、河川の流量というものを、何か、有効に使えるような方策がないかなあという時点だけでございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。他にはいかがでございましょうか。それでは、今の水利権のお話の他に、もうひとつ利水者負担額についてのご回答が今資料ができたそうでございますので、配って頂いております。それでは、ご説明お願い致します。

幹事（河川課）

それでは、只今お配りしております資料の3をご覧ください。前段の総事業費関係については、私の方で説明させて頂きまして、後段の利水者負担金につきましては、食環水の方から説明させて頂きます。まず、総事業費というところでございますけれども、黒沢川、郷土沢川、どちらでも同じなんです、総事業費というのがあります。その下に公共事業費とございます。公共事業費というのが県で施工する、治水事業分になります。その他に利水者負担金という部分が水道事業分、これを合わせて総事業費という形になっております。黒沢川の方で説明させて頂きまして、総事業費約150億円ございまして、そのうちの公共事業費が98%になります。利水者負担金が黒沢川の総事業の2.0%になりますので、それを引いた、100%のうちの2%引いた98%が治水事業分の公共事業費となります。そのうちの割合をその表に表してあります。国庫補助金50、県費の起債、交付税措置ありが、22.5、交付税措置なしが22.5、一般財源が5と、合わせて100%となるような割合で記載させて頂いております。国庫補助金といいますのは、国土交通省でございまして、採択基準に合致した率で毎年見直されておりますが、ここ数年間は1/2という補助で公共事業費の50%、黒沢川で言いますと73億6,000万円が国庫補助金という形になります。それから県費の方でございまして、当面、その年の事業費につきましては、県費負担でございますけれども、そのうちの県費の負担分の90%、公共事業費で言えば、50%が起債の対象となります。起債の対象になった部分の半分がそれぞれ交付税措置が対象という形になってきます。一般財源につきましては、県費分の90%、公共事業費で言えば、5%が一般財源という形でその年の純粋な一般財源の持ち出しという形になります。黒沢川につきましては、お金につきましては、カッコに記載のとおり金額となります。注意して頂きたいのが、そのペーパーの一番下段に書いてございますけれども、国庫補助率、記載充当率、交付税措置率は平成14年度現在のものございまして、毎年見直しがされております。ただ単年度で変わるということはまずありませんので、数年間は同じ金額でいくのであろうという形でございます。以上でございます。

宮地委員長

まだあるんですか。その続きがあるんですね。

幹事（食品環境水道課）

それでは、食品環境水道課ですが、その下の利水者負担金以降についてご説明致します。利水者負担金というのはダム建設の場合に総事業費の黒沢川についてですが、これは事業費の2%、3億円ということで、利水者負担金というものが算出されてございます。その内訳ですが、国庫補助と致しまして、この表では30%見ております。それで県費補助と致しまして、6%、その他、残については起債等により対応し、これは村の村費ということで64%という

試算をしてございます。その下行きまして、補助率についてなんですが、これは平成14年度現在のものでして、補助率、国庫と致しましては厚生労働省の補助でございまして、水道水源に対しては、現在、1/3と1/2の場合の補助率がございます。今回、1/3の30%ということで、記載してございますが、これについては実際に、この黒沢川であります三郷村の資本単価等を算出してみても、そして1/3、1/2という補助率が確定されておりますので、この段階においては、まだ、その辺が試算されてございませんので、想定ということで1/3を使っております。それと県費についてですが、他の事例でございまして、例えば、下諏訪ダムについては、角間ダムについて1/3補助を出してございまして、それについて県の補助要綱に基づきまして、6/100補助を出してございまして、それと同等ということで考えまして、黒沢川についても6%の補助で算出しております。そして、起債等についての措置なんですが、現行制度では上水道事業、給水人口5001人以上についての上水道事業について交付税措置は現行制度ではないということを確認してあります。また、一般会計からの出資金等については、これは村との施策的な部分ですので、この中には考慮してございません。その下行きまして、水道施設に要する費用ということで、これは財政ワーキングの方で試算したものでございますが、これは水道事業、純粋に水道だけにかかる費用についての総事業でございまして、これが13億円です。この内訳ですが、これは現在の制度で考えていきますと、国庫補助については全体の7.7%、県費については、1.5%、残りについては、起債等について村費として90.8%、そういう試算をしてございます。また、全量地下水案と利水配分案については、それぞれ総事業費、20.3億と23.3億という試算をしてございますが、これについては、現在上水道についての国庫補助のメニューというものが、該当するものがございませんので、純粋に100%村費対応ということで表示してございます。裏面にいきまして、同じく郷土沢について財政ワーキングで試算してございますので、それについて同じように補助率とそれに見合う事業費ということで記載してございます。見方は同じなんですが、利水者負担金の部分を見て頂きますと、この場合、郷土沢については、豊丘村の北部簡易水道という事業でして、これについては、簡易水道については交付税措置が現行制度であるということで、利水者負担金、これはダム建設の0.8%で、0.9億円ですが、そのうちの内訳としまして、県費で6%、でと残りの9.4%については記載のとおりにより対応、そのうちの約50%、半分については交付税措置がございまして、それで残りについては交付税措置なしということで村費で対応という試算をしてございます。同じように補助率についてですが、これは平成14年度の簡易水道事業についての補助率の採用でございまして、また一般会計については同様考慮してございません。その下行きまして、これも純粋に水道施設だけに要する費用ということで総事業費23.5億円、これは財政ワーキングで試算した数値でございまして、それでひとつ訂正をお願いしたいんですが、表の中の率ですが、まず国庫補助6.8%、これはよろしいんですが、県費補助、これは6%となっておりますが、これは23.5億円に対しまして、試算した数値が0.1億円ということで、率は0.4%で訂正願います。それに伴いまして起債等については交付税措置あり、これが43.6%ですが、46.4%に訂正願います。カッコ書きのこの事業費については変動ございません。交付税措置なしについても同様、46.4%で訂正願います。以降、南部簡易水道利用案、新たな井戸案についても同様の考えで記載してございます。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。どうぞ、宮澤委員。

宮澤委員

補助率と、起債充当率、交付税措置率は変わらないものと見ているということでございますが、財政改革プログラムの中では、どう見ているのか教えてください。

宮地委員長

ご返事頂けますか。

幹事（食品環境水道課）

財政改革プログラム等への対応についてでございますが、それについては前回、ご質問がありまして、それにお答えしたとおりでございますが、ある程度具体的な事業として、ある程度判断できた場合について、どういう事業等で対応していくかということでございますので、現在の段階では検討してございません。

宮沢委員

財政改革プログラムでは全然計算してないと、こう理解して良いんですか。はい、分かりました。

宮地委員長

はい、どうぞ。

宮澤委員

町村合併の指導している中で非常に町村の人たちを困らせている交付税措置率がどう変わるかという問題がございますけれども、財政プログラムでは変化がないとしながら、市町村の財政関係を考える合併の問題のところではこの具体的な数字を出して、その運動やってるわけだけど、ここのところの整合性はどう考えておいでになれるんですか。

宮地委員長

私、ちょっと問題良く分かっていないんですが、どなたか、ご返事を頂けますか。市町村合併の時の交付税の変わり方。合併は特例があるんですか。

宮澤委員

合併した時に交付税の率が変わってくるんです。それで、市町村はやっていけないから、要するに合併を早くやりなさいと、こういうことでやっているわけなんですけど。

宮地委員長

どこでご返事を頂いたら。それでは今のご質問、返事ができないようですので、調べてご返

事を頂きます。お願い致します。他にはいかがでございましょう。どうぞ、松島（信）委員。

松島（信）委員

後ろの郷土沢の一番下のグラフで新たな井戸案というので数値が載っています。その新たな井戸案というのは井戸を1個掘る場合ですか、2個掘る場合ですか。

宮地委員長

お分かりですか。

幹事（食品環境水道課）

それでは、お答えします。これは財政ワーキングの方の試算データを元に記載してございますので、新たな井戸案については、新規井戸4基で案として提案してございます。

宮地委員長

よろしゅうございますか。これで、ご質問、どうぞ、松島（貞）委員。

松島（貞）委員

これはちょっとどなたかにお答えして欲しいんですが。利水ワーキングで言いましたダムを造った時に県が負担したであろう額を上限としてという表現してありますが、これを見て、県が負担することになるであろう額はどうか考えたらよろしいんでしょうか。要するに、黒沢で言うような一般財源の5億円なのか、交付税措置のない5億+33億+交付税措置ありの、この交付税措置は何%が分かりませんが、50%なら、33億の半分を足したのが県が出したであろうというのが判断するのが常識的なのか、その辺については、どなたか幹事の方でご意見のある方、おりませんか。

宮地委員長

私は、そういうことがはっきりいえるのかどうか分かりません。今の質問に対してご返事は頂けましょか。もうひとつは利水のワーキンググループがどう考えてるかという意味もございますね、両方あるんじゃないかと思いますが、どうぞ。

石坂委員

そこについてはワーキンググループとしても詰めた議論を、松島（貞）委員もワーキンググループのメンバーですので、当然ご承知のことですけど、詰めた議論をしたわけではありません。だから、今後の検討委員会の中で方向を見出していくしかないと思うんですけど、私の個人的な意見ですが、考え方としては2つの考え方ができると思います。ひとつは今利水負担分のところをまた下に大きく膨らめて国庫補助と県負担分、起債措置ありなしっていうふうやって頂いてありまして、その利水負担分に対する県が出している郷土沢で言えば、0.4とか、じゃなかった6%ですか、というのをダムを造っていたとすれば、県が出した利水に対する事業費の負担分と考えることもできますし、ダムを造ったとすれば、県が出したであろう金額の

上限という考え方の中では、そういう狭い意味の利水負担分というだけではなくて、利水負担分を大きく下に膨らめて書いて頂いてありますが、その一番最初の上のグラフのダム建設そのものに対する事業費の、ここで言いますと22.5ですか、起債措置じゃなかった、国庫補助とそれから、県負担分の中から、交付税措置ありなしの分の、なしの分を除いた県が純粋に出したであろう建設費に対する事業費の県負担分も含めて本来多目的ダムを造ったのであれば、県がその金額を支出したのであるんだから、まったくその制度に乗らないことではあるんだけど、市町村が新しい事業主体としての事業者負担に対して、県がそこまでを上限として考えてもいいじゃないかという考え方の2種類ができると思うんです。一般論としまして。だからその一般論の上に、具体的にはこの検討委員会としてはどういう結論を出していくかというのは、是非ご議論を頂きたいところだと思うんです。それから、県負担分というのは、今、私はそういう意味で国庫補助と起債措置を抜かした純粋な持ち出し分ということで申し上げましたけど、そのことにつきましても、起債措置も含めた分も含めて考えるべきじゃないかとか、いろいろな考え方が広がっていくとできると思います。そういう意味で大きく3つの考え方ができるかと思いますが、その辺をどのように今までの経過と現在の県の財政状況と、それぞれの責任といいますか、そういうことを総合的に考えた上で、どこを取っていくのかっていうことを議論していかないと方向は出ないと思います。だから、ワーキングとしてはそこまでは詰めてありません。

宮地委員長

そうですか。はい、どうぞ。

松島(貞)委員

多分、答えにくい質問だったと思うんで、今、石坂委員言われたとおり、検討委員会で検討する事項でございますので、幹事の方の答弁は結構でございます。

宮地委員長

どうぞ。

大熊委員

ちょっと確認させて頂きたいんですけども、黒沢川の例でいきますと、水道施設に要する費用、13億円というもののうちその上の利水負担金の3億円も入っていると理解していいんですね。はい、分かりました。

宮地委員長

これは私、推測するんですが、県の方はこういう書き方をしたのは、利水者負担分についての県の負担のところに重点がおいてあるようなお答えのように思えるんですが、やっぱり、問題は私も検討委員会の中でこうこうこうして欲しいというようなことを少し出して、いろいろお願いするということもひとつの方向だなあと、今、松島(貞)委員もそういう意味のことおっしゃったんだろうと思いますが。

大熊委員

もうひとつ質問で、郷土沢の方で、ダム案の総事業費が23.5億で、そこに上の0.9億円、利水者負担金が入っているということで、その国庫補助の1.6億円というのは、これはどっから出てくるんですか。先程の黒沢川の方だと、厚生労働省の方から1/3ないしは1/2といったような話があったんですけども、この郷土沢川の1.6億円というのは、これはやっぱり、厚生労働省の方から出てくる簡易水道の場合の率なんですか。

宮地委員長

はい、お願いします。

幹事（食品環境水道課）

お答えします。上水道につきましては、具体的に水源については1/3、1/2という、そういう補助対象基本額というものがございまして、それについては負担金が全額対象になっていくということなんです。この郷土沢の場合、簡易水道の場合につきましては、それぞれ細かくメニューがございまして、例えば、全体事業費のうちの何割が例えば、水量拡張としての事業なのかとか、区域拡張の事業なのかとか、そういう部分を細かく該当する部分と該当しない部分もございまして、単純にその事業費×補助率というわけではございません。ですから、事業費の中の細かいものを全部拾い出しまして、それに対してその厚生労働省の補助率をかけてございます。ですので、単純に出た数字ではなく、積み上げの数字で表示してございます。以上です。

大熊委員

分かりました。ありがとうございます。

宮地委員長

ありがとうございました。

大熊委員

そうすると、今、これ郷土沢の場合見ると、ダム案よりも南部簡水利用案の方がトータルで安いんですね。なぜダム案にいったのか、これ見てて不思議に思ったんですけども。

宮地委員長

そうですか。

大熊委員

普通はダムに頼ったほうが安くなるから。この南部簡水利用案というのは、なかなか難しいということですか利用が。

宮地委員長

そうでございますか。何かご発言。

幹事（食品環境水道課）

確かに安いんですが、地元の事情がございまして、例えば水利権等の問題がございまして。南部簡易水道というのは、郷土沢ダムで関係してくる北部簡易水道の隣に並んでまして、それぞれ水利権等の問題がございまして、それでも、活用できるものを活用していこうという部会の方から出された案で試算してございます。実際に、金額的には安く上がりますが、村の方の事情というものは大分その問題はございます。以上です。

宮地委員長

竹内さん、ご発言があったようですが。よろしゅうございますか。はい、すみません。この黒沢、郷土沢についてのご説明は承ったんですが、この間は他の駒沢川とか角間の方も欲しいと言ったんじゃないかなかったですか、違いますか。それはなかった。似たような状況があるかなということで、そうですか。みんな別に、駒沢、角間はこの話をよくまた議論すればよろしいということで、資料の要求は必要ありませんですか。風間部会長、藤原部会長、よろしいですか、似たような話だと。

藤原委員

駒沢部会の方はまだそこまでいってないんです。ですから、まだ。

宮地委員長

今の段階ではこれを参考にしとけばよろしいと。

藤原委員

参考に致しますけれども、具体的な話になった時にこういうものを出して頂くことになると思いますけど、今の時点ではまだそこまでいっていません。

宮地委員長

すみません、どうも。

風間委員

角間の方でございましてけれども、利水の案の絞込み作業がまだ済んでおりませんので、その案が絞り込まれた段階でこのようなグラフを出させて頂ければ、活用させて頂きたい。

宮地委員長

すみません、私ちょっと先走ってしまいました。はい、どうぞ。



事務局（治水・利水検討室）

資料3の黒沢川の一番下、全量地下水案及び水利配分案、総事業費20.3億、23.4億とあります。今日、高橋部会長おられないので、前回の委員会の際にダムの場合には村の負担が12億で、ダムなしだと36億もかかるという発言ございました。それとの整合で補足しておきますが、下の全量地下水案及び水利配分案につきましては、上水道だけの金額でありまして、この他に農業水利の代替案、12.2億円が別途あるので、それを足して頂きますと、23.4に12.2を足しまして、35.6ということで、村の負担が36億という発言が前回の部会長の発言にあったかと思えますので、その点だけ補足させて頂きたいと思えます。

宮地委員長

はい。上水道だけの話がここに書いてあるということですね。よろしゅうございますか。それでは、この資料に対するご説明は以上で終了を致します。それでは時間が中途半端、12時だ。開会が遅れましたので、どうしましょう。休憩しますか。いかが致しましょう。30分くらい食い込んでもらったんですが、ちょうど12時ですからお昼休みにして、それでは、昼休み、ちょっと早く始めましょうか。それでは、お昼は40分くらいでどうでしょう。午後の会議は12時40分から再開を致します。開会遅れまして申し訳ございませんでした。委員の皆様方、ご苦労ですがよろしくお願い致します。

<昼食休憩 12:00～12:40>

田中治水・利水検討室長

それでは、昼休み前に引き続きまして、審議の方お願いしたいと思えます。

宮地委員長

はい、それでは、午後の審議を再開致します。午後は宮澤委員と風間委員が所用でご退席になりましたので、ちょっとぎりぎりいっぱいくらいの定数でございますが、なんとかやっていたいと思っております。よろしくお願い致します。では午後の審議は薄川から始めたいと思えますが、前回、薄川の公聴会のことを申し上げまして、その案ができましたので、ご披露を致します。ご説明をお願い致します。

事務局（治水・利水検討室）

では、事務局から薄川の公聴会の資料について、説明させて頂きます。資料番号の4番になります。頭から説明させて頂きます。薄川公聴会について（案）ということで、目的、日時、周知の方法、公述人等記載してありますが、目的については清川と同様となっております。日時、場所についてはまだ決まっておきませんので未定ですが、一応、午後0時30分から午後4時30分と考えております。周知の方法については浅川と同様に長野県のホームページに掲載、奈良井川改良事務所や松本市のホームページにリンクを掲載、新聞やケーブルテレビへの情報提供を行う、市報へ掲載する、あと、奈良井川改良事務所、松本市役所の窓口に今日ご審議頂いて訂正した資料を配置すると。4番の公述人としまして、口述人数は一応、40人程度

を考えております。応募の要件としましては、薄川流域に関係するとなっておりますが、松本市に在住している方、松本市に財産を所有している方、松本市の事務所等へ通勤している方と考えております。公述人以下につきましては、前々回で説明しました清川の場合と同様に申出書の設置場所や提出先等が松本市、あるいは、奈良井川改良事務所となっている点や日付等を除いて同様に記載しております。捲って頂きまして、公述については、ひとり概ね5分間ということ、以下、清川と同様となっております。留意事項につきましては、これも清川と同じですが、公述申出書は長野県治水・利水ダム等検討委員会に提出された意見とみなし、原則として公表するとしてあります。次のページからが一応、窓口に置かれたり、ホームページに出される内容になりますけれども、薄川流域公聴会開催と公述人募集のお知らせ(案) この書いてある案と、その右側の公述申出書について、今のところ日時、場所が未定になっていますが、内容については清川と同様となっております。説明は省略させて頂きます。もう一枚めくって頂きまして、薄川流域公聴会資料として、これにより、公述人の募集や当日の説明をして頂くことになると思います。まず、最初のページから、流域の概要として、1, 2, 3, 4と地勢、過去の洪水被害、河川改修の概要、利水の現況について記載してあります。下に流域概要図により各河川の位置関係が分かるようにしてございます。右に移りまして、2、大仏ダム事業の経過と概要、(1)としまして、大仏ダム事業の経過として、主なものをまとめてあります。特に大仏ダムが中止に至った経過を分かるようにしてあります。(2)大仏ダム計画の概要として中止となりましたけれども、その大仏ダムの概要、計画高水等について、こちらに記載してあります。下の流量配分図でダム計画による流量配分図を示してあります。1枚捲って頂きまして、大きな3として、長野県治水・利水ダム等検討委員会、薄川小グループ検討経過が記載されております。検討委員会の経過と、検討委員会の中で特に薄川に関係するもの、あるいは、薄川小グループの検討の主な内容についてここに記載してございます。その下に大きな4として薄川小グループにおける主な検討事項として、(1)基本高水流量、(2)河川改修案、(3)森林整備、(4)としてソフト対策を記載してあります。特に(1)の基本高水流量、(2)の河川改修案、(3)の森林整備につきましては、それぞれこのあとに付けてあります別紙の1から3で、検討の内容について詳しく説明してあります。5に薄川治水対策に対する方針を記載してあります。内容としましては、掻い摘んで申しますと、最新の雨量資料を用いて、洪水流量を算定すると、基本高水が下がることが試算により推定された。この再計算された治水安全度1/80確率の基本高水流量474m<sup>3</sup>/sに対しては河床の掘り下げと河川の拡幅により通水断面が確保できることが確認された。次に大きな字で、以上より薄川の治水対策においては河川改修によることを基本方針としたい、として最後に小グループ報告での議題です。小グループ報告での今後の課題を1から4まで記載してあります。先程申しましたように、この次のページからの別紙1から3の内容については、記載してあるとおりで内容については、前々回に報告しました小グループ報告の内容をまとめたものとなっております。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。お聞きのとおり、小グループの報告を主にして、それをなるべく分かりやすいような形で大まかに申しますとA3の裏表にまとめたもの、それに資料が

ついていると、こういうことでございます。ポイントは5番目の基本的な方針を述べておきまして、実はこの間もいろいろご議論ありましたように、まだ今後いろいろ薄川の問題については課題がたくさん残っている。そのところをいろいろ住民の方にもよくご理解頂きたいと、こんなように思っておりますけれども、そういう方向でこの公聴会の資料を作成してございます。いかがでしょうか。ご意見、ご質問等頂けましたら、どうぞ。

大熊委員

私、ちょっと休んだりしていて、今まできちんとフォローをしていないので、申し訳ないんですけども、この資料の別紙1というところで基本高水流量の再計算結果が載せられておりますけれども、この右側の右上の方に6番の流出解析結果で、薄川小グループ検討の中で型と型があって、昭和34年8月13日降雨型に対して、型が491m<sup>3</sup>/s、型が474m<sup>3</sup>/sということになってるわけですけども、私が普通考えると型の方がピーク流量が大きくなるんじゃないかと思うんですが、この型の方が大きい理由ってというのは何か、特にあるんですか。型の方が雨量の集中度が高くなってきているわけで、それで薄川の流域面積や流路長くらいだったら、型の方がピーク流量が大きくなるというのが、常識的な感覚だと思うんですけども。

宮地委員長

奈良井川の方でご返事は頂けますか。

大熊委員

多分、公聴会にこれ出したら、公聴会の中で詳しい人がいたら同じような質問が出てくると思いますので。

幹事（奈良井川改良事務所）

型の方は、洪水到達時間内のものが、67mmになっております。型の方で定率に引き伸ばすと、型の方は時間内雨量の到達時間内が67より数値が多くなってるものですから、そういう結果になると。

大熊委員

詳しいことちょっと今分からないので、型、型の引き伸ばしたあとの降雨パターンを別途、私に送ってください。ちょっと見てみたいと思いますので。

宮地委員長

よろしゅうございますか。それで低い方が取ってあるわけですけども、最近の計算方法がこの河川には合うという説明を頂いたと思っておりますが。

大熊委員

だけど、やっぱり、こういう時に従来の考え方の延長でいけば、型、型の両方やって、

型の方が大きい値が出たということであれば、やはり 型の方を取るべきだというのが従来の考え方になるはずなんで、なぜ、 型の方がいいのか、下のなんかちょっと降雨パターンがどうのこうのって書いてあるんですけども、納得できるかなあという感じがしたもんですから。いろんな質問も当然出てくるだろうと思いますので、この辺もきちんと答えられるようにする必要はあるだろうとは思いますが。

宮地委員長

専門家の大熊先生のご質問で答えにくいかもしれませんが、何か今すぐ言えることはございませんでしょうか。

幹事（河川課）

河川課です。34年の 型と 型の引き伸ばし後の雨についてなんですけども、まず 型については、先程奈良井改良事務所の方からご説明あったかと思えますけども、引き伸ばし後の短時間降雨、洪水到達時間内の雨量というのが、ちょっと過大なものになっていたということがひとつ言えます。それは合理式ですとか、降雨強度式などを使った短時間降雨の評価をしますと、 型の短時間降雨が過大なものとなっている。 型というのはその洪水到達時間内の雨量を先取りで評価しておりますので、その辺については過大なものになってない。ですので、その辺 型の方がちょっと大き目の数字で出ているという結果になっているということかと思えます。

宮地委員長

先程、奈良井川改良事務所がおっしゃったことと同じだと思いますが、どうでしょう。大熊先生、データをお送りして知恵を貸してください。他にいかがでございましょうか。ご質問、ご意見ございませんか。よろしゅうございますか。それでは、この話は前回もご議論あったように、いろいろまたあとで問題が残ってるわけですし、そのことを考えまして、実はこの公聴会の4ページのところの一番最後に住民意見を積極的に取り入れ、計画立案の参考としていく体制を整えることを考えるとこういうことを付け加えてあるんでございますが、これからいろいろ変わっていく時に、あんまり独断的なことをせずに、あらかじめ、みんなの意見を聞く体制を作っておいた方がよかろうと、こういうことも付け加えてございます。ご意見ございませんようでしたら、この公聴会案で、この資料を配りまして公聴会を開催する。はい、藤原委員、どうぞ。

藤原委員

応募資格なんですけども、流域に関係する住民ということ、そのところでカッコ付きでもって、松本市に、って書いてあるんですよ。松本市に居住している者、そういうことでカッコ付いていいですか。と言うのは、駒沢川の場合も小野地区が結局、駒沢川流域に居住する住民なんです。辰野町の人たちも入れるとすると、これと同じような書き方をすれば、辰野町の人も入るわけですね。特別委員の中には、辰野町の人が入ってるわけですが、こういう流域に関係する住民という形で薄川だけじゃなくて、松本市ということまで広げて良いとすれば、駒沢川の

場合も辰野町というふうに広げることができるんですけど。それはどうなんでしょう。

宮地委員長

何か考え方ありますか。

事務局（治水・利水検討室）

考え方として、完全に流域の中だけに区切るということもできるかと思いますが、氾濫想定区域の人をどうやって取るとか考えていくと簡単に線が引けないということで薄川流域というのをそのまま行政区域である松本市とここでは読み替えてるということで、松本市の住民ならばということです。単純に薄川流域として線を引くことはできますが、例えば、下流の方ですぐそばに住んでいるのに、流域に入らないという方で、氾濫した場合に被害受けるという方が入らなくなってしまう場合があるということです。お願い致します。

藤原委員

こういう拾い方をしているということだと、駒沢川の場合もこれと同じような形で辰野町っていうのをカッコ付きで入れるということもできると思って、今伺ったんですが。

宮地委員長

単純な場合は良いですが、松本の場合はいろいろ通勤してきているとか、財産持ってるとか、いろんなこと複雑な意味がございますんですが、こう決めるのは従来は部会で決めておったわけでございます。ですから、部会のご判断があるんじゃないんでしょうか。それで、この薄川の場合は検討委員会がやることになっているものですから、検討委員会のご許可を頂いておるわけでございますが、どうでしょう。私、今伺ってまして、駒沢の場合でもどの範囲を公聴会の範囲とするかということは部会でご判断なさってよろしいんじゃないかと私は思うんですが。

藤原委員

分かりました。それで良いということでしたら、部会の方でもって諮るんですけども、その時に流域に係る住民とこれまでずっと言われていましたから、こうやって行政区域に広げられるということでしたら、駒沢川の場合もそういう可能性があるということで部会で審議しますけれども。

宮地委員長

この場合は松本市というのは行政区域って言うよりは実際に薄川の影響が及ぶという意味の方が近いんじゃないかと私は考えておるんですが。どうでしょう。どうぞ。

松島（信）委員

基本的に今までの部会は、行政というものを流域に読み替えて使ってきて、今まで全部公聴会やってるわけです。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

松島(信)委員の言われたとおりで、浅川も長野市だと思います。ただ、長野市といっても、浅川は北の方に流れていますので、実際に公募されてくる方は、そんなに遠くの方と自分とは関係ないと思っていられる方は、応募されてこないと思いますが。

宮地委員長

すいません、そういうことでご判断頂いてよろしいと。

藤原委員

部会での判断に任せるということでいいですね。

宮地委員長

よろしいと思いますが、他にいかがでございましょう。はい、それでは、これを基にして公聴会を行うということをご承認を頂きました。ありがとうございます。それで早速でございしますが、実は公聴会をやるためには、いろいろ住民にも周知をしなければいけず、市の広報なんか載せなければいけません。それにも時間がかかりますし、実は来月から県会も始まりますので、この公聴会の日程を決めておかないと会場の確保とか周知の方法とかいろいろありますので、決めておきたいと思うんですが、ご出席は委員の方にまたいろいろお願いを致しますけれども、一応日時だけですね、どんなものでございましょう。私どもの方でちょっと考えておいた日時を申し上げてみてよろしゅうございますでしょうか。県会が確か20日から始まると思います。そのあと、22日というのが土曜日、23日が日曜日なんでございますが、その辺にやっておきたいと思います。場所は、松本市の中で考えてみたいと思っております。もしお許し頂けるなら土曜日の午後にして、市ですから少し公述人の希望も多いかも分からない。40人くらいと言っておりますが、12時半ごろから初めて4時半か5時には終わるようにしたいと、こんなふうな非常に大雑把なプランでございしますが、日にちだけ2月22日土曜日ということをご承認を頂けませんでしょうか。よろしゅうございますか。小グループの委員が主に対応するつもりでおりますが、皆様方もできるだけご出席を頂いた方がよろしいかとも思っております。それでは、今、ちょっと非常に独断的で申し訳ございませんが、日時について、平成15年の2月の22日土曜日で0時半から4時半ごろまで、場所は。

田中治水・利水検討室長

現在、考えておりますのは松本合庁で考えておりますので、お願いしたいと思っております。駐車場等もあります。そういった関係で松本合庁でお願いしたいと思っております。

宮地委員長

インター降りてすぐでございまして、車の都合もよろしい。そういうことでご承認を頂けま

すか。ありがとうございました。それでは、薄川、そういうふうに進めさせていただきます。はい、それでは、次の問題は順番からいうと、普通、郷土沢、上川といくわけでございますけれども、この間の部会の報告もございましたように、上川の方は、ひとつ方向が出ておるといことがございますので、先に上川の問題を検討委員会として議論をして頂く。あと、郷土沢の方に進みたいと考えておりますが、よろしく願いを致します。それでは、上川部会の報告について、委員会としての議論を始めたいと思っております。前回の審議では水田貯留の是非とか、地元農家の意見についてご質問がありました。特に、上川のことについてそんなこと頭に置きながら審議を始めたいと思っておりますが、何か、特に足す資料はございますか。はい、お願い致します。

#### 植木委員

ちょっと参考資料を説明致したいと思っておりますので、時間を割いて頂ければと思います。前々回のこの場におきまして、この上川部会報告書を提出致しました。ご覧になりますと添付資料の後半の部分の資料別紙2というところに治水対策一覧というひとつの資料が挟まっております。これは部会で議論したものでして、これはこれでよろしいんですが、実は、この治水対策一覧を土台として、最終的には基本対策案を練るに至ったわけですが、この治水対策一覧が実は第8回までの意見をまとめたものでございました。最後、部会として最終報告をまとめる際に、この別紙2では8回までの意見だから、その後の14回までの皆さんから出された意見を最終的にまとめて、この報告書に出したらいかがという、そういう部会員からの意見がございましたが、実はその時点では時間も切迫しておりまして、それをまとめるには年を越さざるを得ないだろうというような判断もございまして、とりあえず、第8回までの意見をまとめた一覧を添えるということで、部会としては決着ついたわけでございます。但し、その場合におきまして、確かにこの部会報告案というものは、その後の8回以降の部会で議論された新たな意見がかなり盛り込まれてる部分もございまして、従いまして、正式には上川部会では、その一覧をどうするかということにおいては、一応、ペンディングにしておいたんですが、皆様のお手元に本日配りました総合治水対策一覧、これが14回までの部会の中で出された意見だにご理解して頂きたい。但し、これは正式なものではないんですが、一応部会の中ではこういう形でまとめた場合には参考資料としてこの検討委員会には提出するつもりであります、私の方から言っときました。これは部会の五味委員という方が一生懸命作ってくださりまして、各部会委員には配られたものです。私もこれを見て了解したわけございまして、この場におきまして、一応これを議論する云々ではなくて、参考資料として今後皆様の流域の方で検討する場合の資料として見て頂ければと提示させて頂いたところでございます。そういうことがございますので、実はここには幹事の意見は記載されておりませんが、どうかひとつ、参考資料として見て頂ければと思っております。他にこちらの方からは報告書についての付け加えるものはございません。

#### 宮地委員長

ありがとうございました。そうしますと、参考資料として見ておけばよろしいということですか。そうですか。はい、何か、どうぞ。

事務局（治水・利水検討室）

ちょっと補足させていただきます。今の植木部会長の説明した資料につきましては、正式な部会の資料ではないということで、各委員の方にだけ、部会長の文章を付けておいてあります。傍聴の方や幹事の方、表現者の方で、もし必要な方は事務局の方に申し出てください。事務局の方で何部か予備を用意しておりますので、お願い致します。

宮地委員長

そうしますと、この資料は参考とすればいいんで、部会報告の中身云々ではないということでございますね。はい、分かりました。それから、もうひとつお手元に本日の資料5という形で要請が県の治水・利水ダム検討委員会宛に上川の特別委員の大西委員から出されております。これは上川の基本高水の見直しをして欲しいという要請、お手元でございますでしょうか。資料5です。これを出されましたんですが、これは日付からも分かりますように部会がもう済んでからお出し頂いたので、基準点での高水を $900\text{ m}^3/\text{s}$ ではどうだろうかという考え方でございます。私、これを頂きましたけれども、部会の方がもう済んでおりますし、もうひとつは、これが悪いというわけではございませんが、部会の報告の中に前回は出て参りましたけども、基本高水についてはまた今後のいろいろ検討をして欲しいと、検討課題であるというようなことが書いてございました。それで今この要請そのものを取り上げてどうこうというよりも、そういう今後のいろいろな上川の具体的な立案の場合にこれも頭の中に入れてもいいのかなと思ってお配りをしたわけでございます。本日、これを討議の資料にするつもりはございませんが、参考までに配布をしたつもりでございます。部会長さんもこれはご存知かよく聞いておりませんが。

植木委員

これは只今初めて見させて頂きました。部会の議論の中でも大西委員さん、特に基本高水に関してかなりいろいろと意見を述べられておりました、基本的に高いということを主張しております、それがこういう形で出たんだろうと理解しております。ただ、これが一点、幹事の方にお聞きたいんですが、このような相関図、どのくらいの相関があるかということはここには出てないんですが、直線を辿るならば2日雨量 $305\text{ mm}$ で、およそ新橋で $900\text{ m}^3/\text{s}$ ということになるんですか、ダム流域。この辺の理解をどのようにするかっていうことを意見だけでよろしいんですが、聞かせて頂ければと私は思いますけれども。

宮地委員長

それは、今お答えができますか。今出されたばかりでございますけども、幹事会に言って頂くということかな。どうぞ、お願いします。

幹事（河川課）

このやり方、ちょっと良くは見えてないんですけども、私どもでやってきていることと大分違うもんですから。最終的には、県といたしますか、今まで出してきた $1,120\text{ m}^3/\text{s}$ と実流量で計算された相関をこのラインの中で引っ張った値との半分くらいを取れば良いとい



うふうなことだと思っんですけれども、その辺について、ということなんですけれども、それも掴めないといひますか、やり方としては理解しておりませんのでということでお答えしたいと思ひます。

宮地委員長

それでは、この要請につきましては、部会報告にありますように基本高水については様々な角度から問題点が指摘されたが、そのひとつかと思ひますが、今後の検討課題としてより精度の高いデータの収集に努め、検証していくことを県に対して要望することとした、そういう中に含めてよろしゅうござひますでしょうか。それでは、そうさせて頂きます。その他に、上川の全体の報告について、その後またお読みになった段階でいかがでござひしょうか。前にも申し上げましたが、部会の意見もかなり決まっていなくてところがたくさんあるにしても、方向的には一致してるといひてござひますが、皆様方、どうぞご意見。竹内委員、願ひします。

竹内委員

意見といひるか、その前に、先程示されました総合治水対策の一覧案のとりまとめを拝見致しまして、ひとつ確認だけしておきたいのですが、2ページ目。一覧の一番下、簡易雨水貯留施設、住宅、企業、公共施設とありまして、提案委員が3名おりまして、一番最後のところに補助制度の創設は困難なため、融資制度を住宅金融公庫と協議中と書いてあります。これは現状及び課題ですから、幹事の方からそういう回答があつたのか、ちょっとその辺があれなんですけど、これが創設は困難なため、住宅金融公庫で協議中といひことは進行形になっているわけですね。角間もそんな話が論議出てますし、いわゆる貯留の関係については他のところでも、そういうことについては、お話が出てきておるんですけれども、現況は本当はどうなのかちょっと確認をしておきたいと思っんです。といひのは、文章の中に上川の方でも手法については出てきてるといひて思っんですよ。ただ、ここで、もう困難となつてしまつていることと、協議していると現状、一体どうなつているのか。そのところちょっと確認をしておきたい。

植木委員

これは、私は記憶は定かではないんですが、この資料としての第8回までの一覧の中にも、これは同じように入っているわけですね。ですから、これは幹事会の方からの説明だったかと思ひますので、幹事会の方説明の方、よろしく願ひしたいと思っんですが。

宮地委員長

幹事会で。どこですか。そちらでお答え頂けますか。建築管理課の方にお願ひをしたいと思っっております。

幹事（建築管理課）

建築管理課のものですが、ちょっと現況の方、分かりませんので、後程、調べてお答えしたいと思ひます。

宮地委員長

そうですか。竹内委員、あとでいいですか。

竹内委員

結構ですが、ただ申し上げたかったのはいろいろ例えば、検討委員会で浅川の時もそうですが、要望出してるんですけど、それが駄目ということになって、検討した結果なったのか、あるいは、それは融資制度の方で公庫の方と協議をしているとすれば、そっちの方で本当にカバーできるのか。これはやはり検討委員会が出す報告書の絡みからいって駄目ということになっちゃえば、これ、出してもしょうがないのかどうかってことだと思うんです。その検討された経緯があってこういう書き方になっているかどうかということを確認したいわけです。

宮地委員長

どうぞ。

植木委員

この問題は別にこの内容が上川で話されて、内容がどうのこうのだからかというという性格ではなくて、実際にこういう状況なんだということを説明してもらえばいいことなんじゃないでしょうか。私はそのように思いますけれども、補助制度の問題ですから、これはある程度答えられる性格のものと私は理解致しますけれども。

宮地委員長

あとで調べてくださるとおっしゃいました。なるべく早くできれば、上川の話がまとまるかまとまらないかということになりますので、お願い致したいと思います。他にいかがでございましょうか。上川の方は部会長の、全部会長もそうですが、いろいろご苦心をなさって頂いて、非常に見事にまとめて頂いたんですが、あまりご意見がないということは、この部会の報告が委員会としても、この方向に大体異論がないと思ってよろしいんでございますか。先程の話が竹内委員のご質問がございますから、これはまた返答によってはいろいろ検討委員会からの答申書出す時にどういうふうに盛り込むかっていう話になるかも分かりませんが、できるだけ時間内にご返事を頂くつもりでおりますが、他にいかがでございましょうか。どうぞ。

竹内委員

基本的に上川部会もご苦労されて、委員の皆さん全員がこの案で一致したということですから、私は基本的にそれは尊重していいんじゃないかと思えます。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。今、竹内委員がおっしゃって頂きましたけども、そういう方向で検討委員会全体が受け止めた。そこまで一致してよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。それでは、あとでちょっとご返事を頂きますけれども、概ね基本線としてそういうことでよろしいということになりますと、なるべく早い段階で答申の原案を作成して

頂く方がよろしいかと思うんですが、そういう意味でお諮りしてよろしゅうございますか。それでは、確か9月ごろだったと思いますが、委員会再開します時に、まず初めに今度答申書く時にはどうするかという話がございまして、原則として前の場合と同じような方法を踏襲しようと、つまり各ワーキンググループから起草委員会のメンバーを出して頂きまして、それに委員長が加わったという形で考えたらと、そういうことはだいたい決まっておると私は理解しておりますが、その方向でよろしゅうございますか。それでは、後程、各ワーキンググループでご相談を頂いて、上川の答申書の作成に携わって頂くワーキンググループのメンバーをひとりお決め頂きたい。ここは利水の委員がないんですね。

植木委員

途中で辞めましたので。

宮地委員長

ですけども、あれはやっぱり、間接的にはあるんですね、関係は。

植木委員

利水は農業利水がございまして。

宮地委員長

そうすると誰か入って頂かなきゃいかん。

植木委員

そう望みますが。

宮地委員長

そうですね。そうすると財政とそれから、治水と利水と森林と、森林は部会長がお出でになる。それから、地質も入って。

植木委員

入ってないですね、部会では。ですから。

宮地委員長

地質も入って頂いた方がいいですね。部会の報告を書かれた時のニュアンスが私はあると思ってるんですが。

植木委員

入って頂いた方がよろしいかと思えますけども。

宮地委員長

松島（信）さん、いいですか。そういうことで、後程ちょっと時間を取りますので、ワーキングの中でそれぞれ委員をお決め頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。それじゃあ、上川の方だいたい落ち着きました。何か、ご返答できますか。はい、申し上げます。

幹事（建築管理課）

すいません。お待たせしました。現在、融資制度につきましては、住宅金融公庫と今協定を結んで行うということで、協定案を検討しているということです。2月中に協定案の協議を終えまして、年度当初から融資が行えるような形で担当の方で進めているということでございます。来月中には検討は終了できて、4月から融資制度が使えるようになるということで進めております。

宮地委員長

そうですか、竹内委員、どうぞ。

竹内委員

これは前段の住宅新築にともなく雨水浸透枡設置に対する割り増し融資制度ということに対するお答えだという意味で解釈して、いわゆる冒頭の簡易雨水貯留施設という、トータルの枠の中ではまだおそらく検討されてないということだと思いますんで、了解しました。そういうことでよろしいのかどうかだけちょっと確認しておいて。

宮地委員長

いかがでしょう。どうぞ。

幹事（建築管理課）

簡易用水貯留施設の割り増しということで検討しているとういことですので、委員のおっしゃるとおりでございます。

宮地委員長

そうですか。そちらの全体の枠の方は、まだ、答申の中でどう書くかということがあるかもしれないですね。それでは、今のことを含めまして、上川の方は今申し上げましたように答申案の起草にかかるということをご了解を頂きました。ありがとうございました。後程メンバーはご報告を致しまして、そのあとの細かい日程はそのメンバーの中でご相談して頂きたい。そんなふうに乗っております。どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて郷土沢川の議論に入って参りたいと思います。郷土沢の方は問題がいろいろ複雑でございますが、どうぞ、ご質問、ご意見等をお話し頂きたいと思います。郷土沢、私ちょっと質問致しますが、確か治水に関しては応急修理ということ、応急何とかということ書いてございましたですね。応急というのはダムを造るということとは関係なしに直接何か溢れそうなところを手当てをしとくと、そういうことでございますか。その辺が応急ということ

をよくは理解しかねておるんですが、お願いします。

幹事（飯田建設事務所）

飯田建設事務所でございます。あえて応急と呼びましたのは最初に示したダムありの時の最初の改修計画案は流速も加味しまして、一定流速以下に抑えるために縦断修正を大幅に行っております。それを行わずに現状河床勾配のままで、流下能力だけ確保しようという考えで、そういうことから川幅も当初よりは随分狭まっておりますし、流速は勿論増して、その点ではある意味、堤防に対する水の衝撃力を緩和させてないので、本格的な改修とは分けまして応急と呼んでおります。ですから、流下能力とか、そういった面では何ら遜色ある計画ではございません。

宮地委員長

そうですか。何かどう考えればいいかな。応急河川改修というのは約8億くらい、つまり、郷土沢の時にはメインなところが利水に非常に大きなファクターがあって、それが治水の8億と比べると大分桁が違いますが、これどういうふうに考えたらいいんでしょう。つまり、両方いっぺんにやらなきゃいかんのか、あるいは、率直に言って、治水の方は何とか暫定的に手当てをしておくことはできるならば、利水というのはどうもいろいろ権利の話も絡まってきてややこしい。もっと議論があるかなという感じがするんですが、部会長さん、いかがです、その辺の感覚は。

竹内委員

どちらかという、生活貯水ダムという性格が強いもんですから、水に対する想いが今日までダム計画ということで、計画されてきたという性格が強いと思います。ですから、治水については、それこそ早く、できるだけ早く暫定にせよ、早くやって頂きたいという想いの方が、皆さん強いと思いますし、治水はそれでいいと思います。ただ付け加えさせて頂きますと、論議でいろいろとあったのは36災害の経験がある方がお出でです、あれが、極端に1/200とかですね、そういうのが降ったということで、そのイメージが大分強くあって、治水安全度1/30ということについても始めはちょっと抵抗があった、もっと高めろという意見があったり、そういうイメージが強く残っていたのが治水に対する想いとしてあったことは事実だと思いますけど、一応、これは暫定でも、だいたいの人はある程度は治水に関して言えば、感触とすれば、理解してるのかなという感じがしますけど。ただ問題は利水だと思います。

宮地委員長

どうぞ。

松島（信）委員

応急に対する前の案というのは、検討委員会での9河川の見直しということが起こる前から出ていた非常に大規模改修の案のことなんです。私はそう理解しておるんですけども。ですから、もし拡幅するとするならば、家を相当数移転するとか、非常に過大だといえれば失礼かも

しれないけど、過大改修案なのが元々ありました。それに対して応急という意味は、なるべく例えば、家屋の移転は住んでいる家屋じゃない倉庫を2軒動かせば良いとかというように、従って、金額にすれば安くなる方法を飯田建設事務所の方で提示して頂いて、これに対していろいろな議論があって、一応、部会の中では全委員が了承していることは確かです。

宮地委員長

なるほど。36災害というのは公聴会でも強調されてる方がおられましたですね。1/200ということですけども、そういう論理じゃなくて、やっぱり、実際にあった方はそういう印象が強いのかも分かりませんが、今、お伺いすると治水に関してはこういう応急対策をまずやっておく。それが必要だということもあるし、それをまずやっておいて欲しいというのが、部会の共通の意見のように今伺ったんでございますが。そういう意味だと少し治水の話をそこら辺のことがどうかという問題と、あと利水とあんまり絡めなくて利水は一体どうなるか、これを議論した方がよろしいんでしょうか。どうぞ。議論の持ってき方ですが。

竹内委員

その前にひとつだけ治水で財政の試算上してない課題がひとつありまして、これは報告書には入ってるんですけども、いわゆる、ダムによらない場合の土砂流出対策、それから流木の対策、これについては何らかの対策が必要であるという部分にとどめてるわけです。ですから、これは財政上の試算はしてありません。一応、論議として部会長として最終的にはダムによらない場合は必要になるんじゃないでしょうかということでお諮りして載せてあるということで、費用は入れてありません。そこはひとつご理解頂きたいと思います。

宮地委員長

いかがでしょうか。その辺。つまり、そこの両論、両論というより3つ並んでいるような感じがするものですから、さて、この委員会の議論をどういうふうな問題の立て方にしていったらいいのかということは、私自身ちょっと掴みかねておるんでございますが。そうすると利水の方で申しますと、今日ご報告頂いたお金の財政支援、ワーキンググループの石坂座長がおっしゃったように、3つ考え方があって、そこら辺どう取るかという話ございました。そういうことも絡めて、とにかく、お金が、莫大なお金になりそう。はい、どうぞ。

松島(信)委員

今、委員長さんが、3つというような言い方なんですけれども、それは利水案がAとBと書かれているのでということですね。

宮地委員長

県の補助をどの範囲で考えるかという、その範囲の考え方を石坂ワーキンググループの方は3つくらいのことは可能、考えられるとおっしゃったと思ったんですが、違いましたか。

松島（信）委員

2つです。大きく分けると、それはダムによらない場合のことなんです。

宮地委員長

ダムによらない場合に、そのダムを造る時の全体の負担金の何%で考えるか、上限を。それから、利水パートの何%と考えるかというお話が、違いますか。

石坂委員

補助のことではなくて、治水・利水対策をどうするかという、郷土沢の案が3つあるという、そういう。

宮地委員長

それはおっしゃるとおりです。それは3つございます。ダム案とそれからダムなしがB、Cとありまして、それは3つでございます。私さっき3つと申し上げたのは、むしろ、利水部分に対して県が補助を出すという時の考え方の中に3つのことをおっしゃったように思ったもんですから、その3つでございます。すいません。ちょっと問題が違います。要するにダム案のAとダムなし案でBとCとございました。そのBとC、そういうものを頭っからやっとなら両方取り上げて、がちっとやっていくか、あるいは今のように治水の話は暫定的ということがあるとなれば、今度は利水の話にポイントを絞った方がいいのかと、そういうふうに申し上げてるつもりなんでございます。

松島（信）委員

それでいいと思いますが。

宮地委員長

その時に、私前回にも申し上げましたが、ダム案の方をそのままになっておるわけで、これはダムを造るとすれば113億もかかる。県の負担ができるかという話があります。そうすると、工事が先送りされてしまうんじゃないか。これはダムを主張なさる方もご懸念になっているようです。ダムなしのBとCでは、結局、どうも伺っていると南部の方に入れている水を北部の方に回すという、その水利権の問題があって、その辺やっぱり、ややっこしいことがある。ただども、私が素人で考えると、そういう水利権の問題ならもう少しいろいろご相談頂く手があるんじゃないかと思って、BとCと一体どのくらい差があるのかと、そのギャップをどのくらいにお考えになっているのか、私には良くまだ呑み込めてないというのが、前回の繰り返しになるかもしれませんが、そういうことでございます。

松島（信）委員

ですから、そういうBの南部から回すということに関しての費用は、費用の見積もり方によって、費用がまた変わってくると思うんですが、水利権者がそれに反対するという懸念があるということで、ちょっと疑問視されていたと、そういうことだと思うんです。それに対して北

部だけで解決するというCですね。北部だけで解決するということになる、今日の財政試算でありましたように、井戸を新しく確保すればいいというようになります。今日の試算で言うと先程質問したように、4つの新しい井戸っていう案が試算されているわけですね。ですけども、それは部会の中で4つ必要だというには、ほとんど議論されてはいません。だから、見通しからすれば、ひとつの井戸に対してどう対処すればいいかという問題に現実的には尽きると思います。私の見たところでは、試算そのまま使わなくてもいいというには思います。でも、それは村の意見と私個人の意見と大きくそこが違っている。そういうことになると思います。多分、財政ワーキングの方でそういうのを試算したということは村の意向を受けて、そのままやっていると思いますから

宮地委員長

その辺は部会の、竹内部会長、どんなふうでございます。今。

竹内委員

一番最後の方で今、松島(信)委員さんが言われましたように、要らないんじゃないか、4基は要らないんじゃないか。あるいは、硝酸・亜硝酸性窒素の除去施設の機械の基数も含めて論議があったんですが、1基あたり、例えば、硝酸性、亜硝酸性窒素の機械を付けるとすればいくらということに最後はお話しさせて頂いたという経緯があります。いずれにしても、利水の案というのは、前にお配りした配分案というのがありますけれども、これを一応私どもの方では村の方に、つまり、事業者であるということと、今まで論議をしてきた代替案についての一通りの中身については、村の方で考え方を出示してくださいという経緯の中で出来上がってきたという経緯がある。ですから、その配分の仕方についても、財政ワーキングの方で試算したのはそういう経過の中で出たものを試算したということですから、そういうふうになっているということであって、その判断はあろうかと思えます。ただ、言ってみれば流量に対する、例えば、硝酸性・亜硝酸性窒素の汚染度の問題とか、あるいは廃止していくという、例えば、林第2水源は汚染値が高いということで、村とすれば廃止したいんだということに対して、例えば、井戸が新たに、水源が新たに必要になるでしょうし、あるいは南部の方では虻川から仮に取れたとしても、いわゆる、予備として伴野水源とか小園水源とかをとって頂きたいというのが、水利権者からの要請になっているものですから、一応予備として、とっとくというので回せない。あるいは、南部の第1についても汚染度が高いんで、それは廃止しなきゃいけないという村の言ってみれば、これまでの計画上の中から出てきた話ということで受け止めて頂ければと思います。ですから、論議はいろいろ確かに松島(信)委員さんからそういうお話が最後の方に出たことも事実ですし、お2人から意見が出されました。

宮地委員長

南部水源も汚染されてるんですか。北部の林第2水源、実は見たんだけど、南部の方は。

竹内委員

全般的にみんな数値は違うんですが、それぞれありまして、南部水源が一番、平成14年の



ところでだんだん上がってきているということで、まだ基準値までいかないんですけど、その一歩手前になっているということです。一応、前にお渡ししたこの図面のところにグラフで汚染度については、ここに載ってます。

宮地委員長

どうぞ。

松島（信）委員

議論を進める上でもうちょっと具体的に説明したいんですけども、豊丘村は確かにダムは欲しい。そのことは村長さん以下、大きく一致した。これは信念だとか、悲願だとか言っておられて、確かに、欲しい。ですけれども、それは何年先になるか分からんと。凍結されるかもしらんとか、何年先になるかわからないんで村でも真剣に考えて、積極的に取り組むべきものは取り組まんと水道が危うくなっちゃうというようなことから、林水源の直近の場所に新しくもうすでに村独自で井戸を掘ってあるんです。その水量は割合と豊富に自噴しております。ですけれども、硝酸性窒素の値が基準値には達していないけれども、やや高いことも確かです。だから、その井戸を使うということになれば、すでに村の予算で掘ってありますから、使わなきゃ損だと私は思うんですけど、当然除去装置を付けざるを得ないだろうとは思いますが。さらに他の井戸も硝酸性窒素汚染が進んでいくだろうという推定のもとで、さらに井戸をいくつも掘りたいと、こういうような意見は村としては主張されたんだかもしれませんが、村としての主張ですから、部会の中でそういう主張をされたわけではない。

宮地委員長

今、松島（信）委員がおっしゃったのは、自噴しているのを今は使っていないわけですね。

松島（信）委員

勿論、使っていません。設備は何もありませんから。ただ掘りっぱなしで、今、どんどん流れているという状況です。

宮地委員長

ちょっとこの図で私、林第2水源はちょっと分らんのですが、この水道計画の5は林水源と書いてあるんですが、その近所なんですか。

松島（信）委員

虻川のすぐ横なんですけど。

宮地委員長

虻川のすぐ横。じゃあ、違うな。

松島（信）委員

だから、北部水源の中では一番南の水源です。

宮地委員長

一番南ですね。これ虻川か。

松島（信）委員

それが基準値を超えてるんです。

宮地委員長

そうですね。その辺を掘ったやつだから、やっぱり、窒素の汚染度はあるわけですね、ある程度はですね、そうですね。

松島（信）委員

それで、部会が始まる最初のころは、いろいろデータ不足でありまして、硝酸性窒素を除去するという手段は今のところないということで進んじゃったんです。ですが後半にきて、そういう施設が実際あるし、そういうこともやっぱり考えていくべきだということを私の方から出したんですけれども、それまでそういうことはできないという議論できちゃったので、ちょっと議論するのは深まらなかったということもあります。

宮地委員長

砥川の時の曝気装置よりはこの硝酸性窒素の方が高いようです。機械が1億いくらか言ってきました。1億5,000万、ちょっと高い。確か1基1億5,000万とか2億とかかかるってようなこと、ちょっと聞いたように思ったんですが、どうですか。窒素の。そうですね。やっぱ、高いですね。もっとも、砥川の方、もっとはやく作っておったから安いのかもかもしれませんが、今、そういう方法自身についてはどうなんですか。今、はっきりしないというようなことおっしゃったんだけど、どっかにいろんな例があるわけじゃないですか。どうぞ、部会長。

竹内委員

一応、資料はいくつかの場所を取り寄せて論議は致しました。特に沖縄とか九州とか本当に水に困っていて、処理をしているという地域だということで、それはございます。それから、松島（信）先生が学会の方にもいって頂いて、そのことも含めて報告頂いたりした経過がございまして、ただ、意見としては、要するに、郷土沢への想いが強いんです、利水に対する。そこに水があるのになぜ機械導入して飲まなきゃいけないのと、こういう率直に言って想いが委員の中に、ダムの皆さん方にはあるということです。

松島（信）委員

まさにそのとおりなんです。お金をかけて硝酸性窒素を除去したその水を飲むより郷土沢の水を飲めば、そのまま飲めるで、そんなことはとても選択の余地がないという意見がダムの推

進する人たちからも圧倒的に多かった。

宮地委員長

ダムに溜めれば十分ある、水が。

松島（信）委員

勿論、そうです。

宮地委員長

そういうことですか。

松島（信）委員

ダムに溜めてトリハロメタンが発生しようが、ダムの水の方がいいと、そういう非常に短絡的な、言ってみれば感情的になってる。

宮地委員長

トリハロの話が砥川でもございましたがね。

松島（信）委員

あそこは環境がよろしいので、そういう可能性は大きいんですけど。

宮地委員長

水は良いんですね、きっと。

松島（信）委員

今の流れている水は良いと思います。きっと。

宮地委員長

さて、どういうふうに話を進めていったら良いでしょうかね。どうぞ。

松島（貞）委員

従ってで、私も地元の村長もダム欲しい、皆さんダム欲しいという意見がある中で両論併記になっておるんで、委員会として、ダム案をどうするのかというところを議論して頂かなければ、解決にならないんで、そういうふうにして頂きたいと思います。と申しますのは、私も言ったことあるんですが、浅川でさえダムなし答申をした委員会にあって、生活貯水池といわれる3つのダムはダムありという答申をするのかどうかというところを、きちんと議論して頂かなければ、B案、C案も出ておるんで、代替の案は出してあるんですが、ダムをどうするのかという核心に触れたところの議論をして頂きたいと思います。

宮地委員長

どうぞ。

大熊委員

郷土沢部会でダムのマイナス点については議論されたことはあるんですか。それから、見た時にダムが観光に役立つと書かれていたと思うんですけども、私の認識からしたらおよそかけ離れている認識だと思うんです。その辺が、ちょっとやはり、今時あの辺のダムが観光に役立つという認識で議論が進んでいったということであると、やはり、その辺は問題があるのかなと感じたんですけども、ダムのマイナス点についての議論というのは十分されたんですか。

松島（信）委員

最初にダムを推進しとった委員の中からも、ダムはいろいろと議論したけれども、やはり欠点も多いからといって、そしてダムなしと、利水をちゃんとやっていこうと、こういうようになった非常に熱心な委員もいます。そういう委員が何を一番問題にしたかということ、再評価委員会の結論が郷土沢ダム造った場合においては、堆砂の問題があるよと、ここは花崗岩地帯で、しかも深層風化してるんです。非常に古い地形のところでありまして、深層風化が数10m、尾根部では数10mに達している。谷の底に固い岩盤はないんです。風化した岩盤で固いのはありますけど。風化のスピードが、専門家が調べた報告書まで全部調べたんですけども、日本の花崗岩の中でもっとも急速風化する代表的な花崗岩なんです。ですから、ダムを造るにしても、水漏れを防ぐためにもこれはなかなかえらいし、それから多分造っても、例えば事例を挙げますと、飯田にあります松川ダムというのがそうなんですけれども、それと同じ地質条件の流域をもってありますので、大変難しいと私自身は思うんです。そこに調査坑が1本あるんです。ちょうどダム軸の一番下に。でも、それはもう崩れちゃって入れないんです。他のダム、今回みんな横坑に入らせて頂きました。注意して入った横坑は砥川とか浅川にありました。でも、あそこまで風化が激しくいっているというところはありませんでした。その調査坑ひとつにしても、それを物語っているわけです。観光に役にたつって言った委員は5つの長所があると、その中に観光も入れたんです。最後にその方に確認したんですけども、とても観光なんて考えられないと私は議論してきたので、そんなこと入れてもいいんでしょうか。でも入れて欲しいと。そういうように、ダムを推進する人たちの立場と、ダムをいろいろとちゃんと議論していかなくてはいけないという委員の立場とでは大きな違いがあったということは確かです。最初っから最後まで。

宮地委員長

どうぞ、松岡委員。

松岡委員

これは資料取り寄せて確かめたわけではないんですが、例えば、ダムなんか造って観光になるのかっていう大熊委員からすると鼻で笑ってしまうことなんですけど、南信のそういう山村といいますが、そういうの中では箕輪のどこでしたっけ、私、南信のこと詳しくないんです

が、ダムを造って、そのダムサイトにある老人の方がずっとそのもみじですか、箕輪ダムでしたっけ、そういうできたものはできたもので夢は夢として、老人といっちゃうとあの方に失礼かもしれませんが、この谷を真っ赤に染めて観光客を呼びたいみたいなことをやられた方おられるんです。そういうのを比較的身近なところ、そんなに遠くないところで見ておられるということもきっとあって、その方はそういう面だけを見て、多分、おら方もじゃあ水、あそこに山の奥に湖小さいのひとつできて、道がついてて景色がよくて、そういうふうになるのであればと考えたとしても、おかしくないというか、そういう人もいるだろうかと、多分、箕輪ダムだかなんだかのきつと例を見てそういうふうに使われたんではないかと推察されます。

宮地委員長

はい、どうぞ。

大熊委員

そういう想いはそれでいいと思うんですけども、我々がここの検討委員会で郷土沢ダムが観光に役立つと認識するかしないかですよね。私はとても認識できない。それは、やはり他の事例のダムをいっぱい見てきましたけれども、それから比較したって圧倒的に条件悪いですから、無理だと私は考えますし、観光に役立つという文言が仮に部会から出てきたとしても、この委員会としてその文言が残るというふうには私は考えてないですけどね。

宮地委員長

私もぱっと考えて、それは結果であって、目的ではないと私は思いますけれども、結果としてはそういう付加価値みたいなものができるかもわかんない。けども、これは目的ではなからうという感じがするんですが、はい、どうぞ。

竹内委員

その辺は、これからの部分の話じゃないですか。ただ背景とすれば正式に部会で論議でたことじゃないですけども、現地調査とか通じて地元の皆さん方の冗談話も含めて、いろいろお聞きしている中には、今まで例えば、よそから子供たちが来て、川を使って、掴みどりやったり、そういうものが慣習の中に、観光とセットであったということも含めて、そういう延長線上かなあと私は受け止めてました。問題はどうか結論出さかっていうのは、私も例えば、部会長案を出しましょうかということも含めて言ってはみたんですけど、現状で私自身がどっち行きますということを明確に言える段階ではなかった、言えって言われてもやっぱり言えなかったんだろうかと率直に今でも思ってますが、それはダムによらない方法で利水対策のB案、C案を、例えば、やったとして、それが村にとって、どういう影響を与えるのか、あるいは、どういう、何て言うんですかね、村民の皆さんの感情を得るのか、みんなが納得できるのかということになると、やっぱり、こと飲み水の問題になるだけに除去施設そのもの自体も、どんな水になるのかということ、率直に言って、部会の委員の中では分からないと思うんです。それと同時にこれまで論議してますように利水のお金の負担の問題、村の問題ですね。それと水利権の問題、これはどうしても、その場面では結論出てないわけですから、どうなるか分からない

という中では、じゃあ、これで行きましょうね、ということも、私もちょっと言えなかったという部分がありまして、また部会の委員の皆さんもそういう気持ちだったんじゃないか。従って、両論併記になった。ですから、ここに住民投票とかアンケートとか書いてありますけれども、そういうことが納得できるようにするためには、そういう手法をあえて取り入れて、明確にして頂く。住民投票するにしてもそういうことがはっきりしなければ、できないわけです、投票自体も。ですから、そういうことで村長さんが言われたのかなということで、私自身は受け止めています。ですから、ここの委員会で結論出すにしても、その辺がやっぱりはっきりしないと、私自身も浅川がそうやって決めたから、ましてこのダムはって言うわけには、私はダムなしにしても、どの案取るのといわれた時に、このままこれを出してって良いのかということ明確に、この検討委員会で代替案を措置の仕方については、振り出しに戻りますけど、はっきりしないと、ちょっと結論出しえないかなという私自身は気はしています。今でもそういう気持ちです。

宮地委員長

どうぞ。

石坂委員

いろいろ難しい問題が課題としてはあるなあと思うんですけど、提起されてる除去の方法があるとしても、できれば汚染されていないきれいな水を飲みたいというのは当然のことだと思いますし、他に方法がないのであれば、利水専用のダムという選択肢はどうかっていう、そのことが今、提起されていたと思うんですけど、先程のこの費用の試算の財政のグラフから見て、さっき松島(信)委員も言われました、井戸を掘削して取水するっていう案が現実的でないのかどうかっていうこともちょっとお聞きしたいんですけど、もし現実的であれば、利水専用ダムじゃなくても、新たな井戸の掘削による取水という方法が選択できるなら、その辺はどうかってことも費用的にも、そんなに高額ではないように思われますので、お聞きしたい。それから当然、部会の中で議論されてきた中で恒久策という言い方が、ちょっといろいろ他の河川改修でも考え方の問題が出てますので、言葉としてどういう言い方がいいか分かりませんが、最終的な結論として検討の結果、部会で結論付けるのにはやはり危うい案であるということで否定されて、結果としては上がってきてないんだらうと思いますけれど、私がお聞きしている範囲でも平成11年に協定書が結ばれて、虻川の日向山ダムという砂防ダムからちょうど今ここで利水専用のダムを造ると想定した場合でも取水しようとしている1,000m<sup>3</sup>/日にほぼ同じ量に匹敵する取水が現時点においては可能であると、水量調整や今の規定の水利権に対してどういう影響を及ぼすかという調査においても水利権を犯さない範囲で水量としては現時点では、取水できる。勿論、この間何回か議論ありまして、今日、午前中にも幹事からご説明とお答えありましたように、恒久策ではないことと、本来そのことを目的にしたダムではないんですけど、現実的に協定も結ばれてて可能であるならば、今は予備水源という位置づけらしいんですけども、その予備水源の位置づけでどこまで頑張れるかっていうこともひとつ踏まえて検討していくということも、ちょっと、問題をまた複雑にってしまうかもしれないけど、でも、本当に今困っていらっやると、おいしいきれいな水をできれば、汚染されていないもの

を飲みたいということにお答えするっている点では、その方法も取れるのであれば、最終的なこれがよりよい結論が利水専用ダムになるのかもしれないけれども、さっきの清津川ダム暫定豊水水利権が許可されて取水をしていることとの関係と同じ関係に考えて、そういうことも現実的な対応としては、私は考えてもいいんじゃないかなというようなことを部会の議論に参加していないものですので、少し、ちょっと部会の議論の中ではその辺はかなりご苦労されて議論されて、そういう道を選ぶわけにはいかないとなったのかどうか、改めてお聞きしたいわけですが、その辺はいかがでしょうかね。

宮地委員長

どうぞ。

竹内委員

虻川からの表流水の取水については、代替案というよりも村自体が南部の方も硝酸性・亜硝酸性窒素に汚染されて上がってきているということで、前から計画されていまして、それを県の方に認可、水利権者とは同意の下に認可を求めているという経過があったわけです。それについては、当然、そういうことで、部会の中でもそれについて速やかに県の方も認可して頂きたいということも文書で盛り込んでいるわけですが、いわゆるB案というのは1,000 m<sup>3</sup>/日を、それも南部の方で使うのを北部の方と連結をして、それでそれを回せばいいじゃないですかと、その分、今まであった井戸については、まったく1,000 m<sup>3</sup>/日新たに取れるという計算にすれば、それを回せるじゃないですかと、こういうことだったんですけども、村の方では汚染されてるひとつは南部水源は廃止しますと、それと同時に、水利組合との約束で他の井戸についても、いくつかは予備の水源として渇水時に対応できるようにとお願いしたい。これは水道水に使わないで頂きたい。こういう約束になっているという話だったわけです。ですから、一応連結案でも虻川から北部に回すものについては、村の出してきた案というのは例えば、水利権者と可能だということになれば、430 m<sup>3</sup>/日をまわすことが可能ではないかということで、一応数字上はそういうことで出しているのがB案なわけです。そういう経過の中でいきますと、これも大分論議したんですが、当然、硝酸性・亜硝酸性窒素については、希釈するという解釈でいろんな井戸を組み合わせたり、薄い方と濃度の濃いところと組み合わせしてやったり、混ぜてブレンドしてやるという意味では虻川の表流水というのは、それが、新たに希釈という意味では役立ちますし、連結という方法もそういう意味では、北部にも希釈できるという意味では効果もたらすということの認識はそれぞれみんなあると思うんです。ただ、水利権が果して北部へ、南部のおらほうの水をやることはいいのかということでいくと水面下では大分、村長さんも水利権者からは言われたということは言うておりました。また、一説によると覚書も入っているという話も聞いております。ただちょっとその辺は、明確にならない以上、はっきりしたことが判断できなかったということになります。

宮地委員長

どうぞ。

## 藤原委員

郷土沢と同じような立場で駒沢もあるわけなんです。結局、ダムというものについての強い要望があるというのは松島(信)さんが、郷土沢もそうだとおっしゃいましたけども、駒沢の場合もあるんです。前の前の町長からの悲願で、やっとここでもってダムへ手がかったかなと思うところで、知事に脱ダムなんて言われて止まっちゃった。だけど、今までずっと聞かされてきたのは、ダムによれば治水も利水も解消できるという、そういう話でずっと来てたわけです。ですから、今更というのがひとつあるわけです。それともうひとつは、これも前に申し上げましたけれども、利水の負担というのがダムだったら少なくて済むけれども、もしダムじゃない場合に、それが増えるんじゃないかということで、とても余分に増えた分がどのくらいになるか分からないけれども、負担ができない。そうするとダムの方が例え総額が大きくても町とすれば負担は少なくて済む。そういうことなんです。ですから、なかなかダムに対する神話というのは抜けきれないわけです。ただ、実現性、可能性ということから考えてダムということで要望した時に、今の諸般の事情、特に財政状態も含めて、いろいろなことを考えた時に、実現性、可能性が薄いんじゃないかということ、一応、部会では言うんですけど、なかなかそこところは理解してもらえない。そうするとダムって決めてもそれは5年、10年可能性がありませんよ、可能性がないんじゃないかと私は思ってますし、それを言って、じゃあ、ダム以外の方法しかないなということで、ダム以外の方法という話になってくるわけですが、そこも言い切れないわけです。とすると両論併記の形になる可能性は非常に多いんです。駒沢川の場合には特別委員の方、10数人の意見をお聞きしたわけですが、だいたいダムが良いんだというふうにおっしゃっている方が1/3、それから、ダムによらない方法が1/3、真ん中の方は、そんなにたくさんの治水、利水ということがないんだから、縮小案と、3つが出てたわけです。ですけども、その縮小案というのは、先程言いましたように具体性を欠いてるものですから、では現行のダムということでひっくくっていいですかということで、一応ひっくくったわけです。とすると、ダム案の方が多いわけです、今の段階では。ですから、これから試算をしまして、総額がいくらになるか。それから、地元の利水関係の負担が実際、どのくらいになるのか。それを出してみても、財政の面、それから環境の面からやってみなきゃいけないんですけど、やはりダムについては、松島(信)さんがおっしゃったように、地元では今まで長い間、ダムができれば治水、利水の問題が解決するというふうには信じ込まされているわけですから、なかなか新しいことを言ってもしょうがない。だけど、本当に実現性、可能性ということから言えば、ダムは非常に低いと思うんですが、なかなかその理解が行き届かないというのが今の状態でないか。だから郷土沢の場合も、ダムって言ってたって、5年、10年はダムはできませんよ。それまであなた方は硝酸性窒素の入っている水を飲み続けるんですかということがはっきり言えば、地元の人たちも考えるんだろうと思うけど、そこまで言い切っているのは部会では言えないんじゃないか。ここの検討委員会ではちょっと言いましたけれども、部会ではちょっと言えないのかなあと。だから、駒沢の場合も砒素の入っている水があるわけです。その水を何とかしなきゃいけないということで言えば、砒素は基準値よりは非常に少ないですが、しかしできれば明日からでも止めさせたいと私は思います。とすると、もしダムって言うこと言って、あと5年も10年もこのまま凍結状態になっていった場合にはやはり5年、10年また砒素の水を飲み続けなきゃいけないんですよということなんです、そういうふう



に開き直れないんですよ。ですから、郷土沢の場合もなかなかこれ難しいと思っています。観光の場合も、大熊先生はそうおっしゃいますが、栃木県で私も同じような協議会やっているんですけども、そこでダムを造ると地域振興になるという本を全国的な例を挙げてね、委員に配ってるんですよ。それは栃木県の河川課の方で、ダムを造った方が地域振興にはこれだけよくなると、例えば、栃木県の草木ダムなんかは、人がたくさん来るようになったなんていうのを出すわけです。それ見ると、他のところは失敗しているかもしれないけど、うちほうまくいくよという、これはリゾートの時もそうだったんですね。リゾートの問題で、こんなものをあちこちでやったって駄目ですよと言って、失敗例をいくら挙げても、うちほうまくやるということ言われてしまうと、これはしょうがないんですね。だから、そういう意味で郷土沢というのは非常に難しいなあと思いますけど。

宮地委員長  
どうぞ。

大熊委員

それは、地元の人たちが観光をどう思うかということで、我々、検討委員はどう思うかですよ。そこで我々の判断が入ってくるということが一点と、それから郷土沢の場合は先程もちょっと見ましたけれども、ダム案の方が23.5億円かかって、南部簡水利用案というのは20.8億ということなんですよ。こっちの方が安いわけです。やはり、私は安い案があれば、それの方を施行すべきであると、難しいかもしれないけれども、話し合って本当に解決がつかないのかどうか、そこはやはりやるべきであるだろうと思います。それと今ダム案の場合、23.5億ですけども、総事業費110億というのは当初からの金額ですよ。今までの事例でいくと全部2倍くらいになっているわけですよ。だから、これもまだ高くなる可能性がかなりあるわけです。だから、そこまでいって、それを呑むのかということもあるわけです。それから、先程の松島(信)さんの話を聞きますと一番ここの地質悪いと考えていいわけですよ、この9つのダムの中で。

松島(信)委員  
堆砂に関しては。

大熊委員

堆砂に関しては一番悪い。それから、ダムサイトの安全度はどうなんですか。

松島(信)委員

それはちょっと私分りかねるんですけども、いわゆる、構造的に安全度が低いと、そういう問題はないと思うんですが、いずれにしても、ああいう物凄い風化した、ガサツとした花崗岩で、グラウチングが可能なのか。それと、もしダム造った時に、現在その堆砂速度を周辺の砂防ダムから出しているんですが、その周辺の砂防ダムは同じ花崗岩ですけども、花崗岩の質が違います。

大熊委員

砂防ダムの場合は捕捉率が悪く、下流に流れる土砂が結構ありますからね。

松島（信）委員

そのダムサイトの貯留する範囲内は過去何年前かということは分かりませんが、その時に大きな36災害みたいな洪水が、大雨が降った時に斜面が崩れて、崩れてきた斜面がそのダムの淡水域に砂が堆積して、それが非常に幅広い、河川の底が広い段丘を作っているんです。そういう場所へダムを計画した。だから、過去に何回かそういう事件があったことは確かです。けれども、土壌が非常に条件がいいので、36災害によって数箇所が崩れたんですけども、今から40年前ですね、そこをもう一回調べてみますと、半分くらいは周辺から樹木が進入してきて復旧しちゃってるんです。ですから、崩れやすい、その反面は非常に復旧も早いだろうと、自然にやっというても、急斜面のところもあるんで、そういうところはやっぱり、治山もやらないと駄目ですけど。そういうようにあそこの場所というのは非常に特殊な場所なんです。もうひとつ言えることは、そこがなぜダム計画になった時に大きな問題が生じたっていうのは、郷土沢っていう川が芦部川っていう本流へ合流するところに堀越という数10軒の集落の井がですね、堀越大井っていうんですが、あの井が昔からあって、芦部川の本流というのは、上流部が大きいにもかかわらず、地形、地質条件が悪くて、渇水期になるとちよろちよろ水になっちゃうんです。でも、郷土沢はダムサイトから上付近を中心に、本当に言ってみれば、緑のダムであって、土壌が深い、森林状況もいいと、ほっといてもよくなっちゃうんですね、ああいうところは。それで、例えば一番重要な8月中旬から9月にかけての稲が実る時、その時に水がきれたら困りますね、堀越地域のね。その時には郷土沢の水を入れるんです。ですから、その水利権は絶対譲れないといっています。それはそのとおりだと思うんです。ですから、簡単に郷土沢の水がいいからそこへ取水堰でも造って水を取るということは、堀越の人たちは絶対相成らんという経過があって、それは部会の中でも、それに対してみんな認めてきたわけです。ですから、そういう特殊な条件のダムサイトであるということ、これは良い面も悪い面も含めまして、あそこへもう私もこの部会がはじまってから20回余行ってみているんな細かいことまで見たんですけど、ある意味においては、緑のダムという言葉があるけれども、それそっくり言い当てているようなすごい場所であると思っています。

大熊委員

結局、今の話をまた聞いてますと、私はこのダム案の110億円というのは再計算して欲しいっていう気がするんです。本当に110億円なのか、それから、今の堆砂するというところで維持管理も考えた場合に一体いくらになるのか。松川で今そういうバイパス造っているわけですけども、そういうことやらざるを得ないことになると思うんです。そこまで含めて費用を考えて、そうしたらもっと比較しやすくなると思うんですよ。今の110億円は堆砂の維持管理まで全然考えない数字だと思いますので、私はやはり比較にならないんじゃないかという気がするんです。その辺は再計算して頂いて、金額をもうちょっとリーズナブルっていうか、妥当な金額を出して頂いて、その上で比較するともっと分かりやすくなるんじゃないかなというふ

うに思います。

宮地委員長

はい、石坂委員。

石坂委員

先程の日向山ダムからの水道用水の取水についての覚書、竹内委員からお話がありましたその覚書を見ますと、その前段に同意書の中で、この日向山ダムから1,000m<sup>3</sup>/日取水するにあたっては、関係河川使用者として支障がないので同意しますということになっていて、そのあとの覚書というのを見ますと、非常事態においてはダムからの取水を停止して、竜東一貫水路より放流する措置を講ずると、2としてその非常事態とは下流の放流点で水量のない事態とするということで、この水量のない事態というのは、先程もちょっとお話ししましたが、調査によって、渇水期であっても、支障のきたすような事態にはならないということですので、そういうことでこの覚書が結ばれた経過と現状からは、現時点においては、ちょっと竹内会長からもご説明ありました南部簡易水道と北部とのいろんな水利権の問題とか融通のし合いで解決しなくちゃいけない難しい問題が横たわっていると思うんですけども、トータルとしてより汚染されてないお水の確保をより早くという点では検討に値することではないかと思えますので、今出ているもし利水専用ダムというのを造った場合でも、かなり予想以上に堆砂が進むであろう。そういう事態とか、その後の環境汚染とか、いろんなことも考えた場合にはもしこのB案、C案といわれておりますその問題で、例えばBとCの組み合わせによっても、その融通しあって確保できるのであれば、そういう方法、私としては取って欲しい。井戸の掘削とか、例えば、北部と南部との関係において、仮に合意がなければ駄目なんですけど、お話し合いの結果、合意ができて、例えば融通しあう時点において、そういうことができるかどうか分かりませんが、水量の融通のし合いによって負担金をお互い払いあうみたいなことで解決できるのであれば、そんなふうにはできないかなあとか、いろいろ思うんですけども、皆さんのご意見もお聞かせ頂きたいと思います。

松島（信）委員

もうひとつ、今の言われた水利権の覚書が成立しとると、その中で実際に虻川より南が簡易水道で言うと南部なんです。北が北部なんですよ。ところが水利権は違うんです。水利権は虻川で境にしとるんじゃないで、虻川より北にも水利権、そこから虻川の水を引いているわけですね、農業用水を。だから、水利権と簡易水道の利用する人たちはそこにねじれがあります。ですから、南部の人たちが一方的に北部には一滴もやらないぞというような議論だと、非常にこれ外から見とると矛盾しとるんです。そんなことは言っているか、言っていないかは、まだ表面に出てきていませんので、分かりませんが、

宮地委員長

お話を聞いているとやっぱり、地元の人特有の考え方と、もうひとつはやっぱり論理的な話がありますね。ダムがいるか、いらぬか。どうも率直に言うと、ここは確かに両方とも駒沢

もそうですけど、名前は多目的ダムだけでも、本当は生活貯水という面が非常に多い。それが治水と絡めて多目的に乗ったという、率直に言って私はそういう感じはしてるんですけども、ただ縮小案というのはあれですか、やっぱり、利水専用ダムというような感じのことなんでしょうか。竹内さん。

竹内委員

縮小案といっても利水専用ダムも検討したんですけども、堆砂容量それぞれ想定しながらやったんですが、結局お金がかかりすぎて。

宮地委員長

やっぱり、お金ですね、問題は。

竹内委員

村の負担が大きいのということでできませんでした。それで、要は皆さんの気持ちがダムであってもなくても郷土沢の水が飲みたいと、これだけなんです。ところがさっき言われたように水利権の関係でどうしても表流水は取れないという関係で、どうしても困っちゃったということで、松岡委員さんもあとの方でいろいろな提案をして頂いたんですけども、そういう気持ちがあって最後までその延長になっちゃったということがひとつと、申し上げるように、ただ費用がかかるかからんということもあるんですが、いずれにしても、地下の水源を掘るにしても例えば、先程言いましたように林第2水源も村がそれは独自に努力してやっていた話なんですよね。虻川から表流水取ることも村が独自に努力してやっていたことなんです。その延長で郷土沢があったわけです。そういう意味では、村は別に負んぶに抱っこという姿勢で物事やってきたわけではありませんし、第2水源については、脱ダム宣言が出されて以降、村が決めてやったことですから、それはそれで努力はしてると思うんです。ところが、それを掘ってみたけれども、自噴するくらいの勢いはあるんですけども、残念ながらまだ汚染度はある程度高い。ですから、躊躇する。他のところいろいろ掘ってみて、水源あるのという話になると、井戸新規、誰がめんどうみてくれるのという話までいってしまうだろう。ですから、水利権についても虻川の話もあったんですが、一応覚書とすればそういうふうになってるんで、とにかく、村としては努力するにしても予備のものは取っとなきゃいけないということになっているという現況があるわけです。ですから、この時点では判断できない。従って、私が申し上げたいのは、結論を代替案として出すにしても明確な方向を検討委員会で示すべきだろうと、というのは、最後の郷土沢の方のまとめに書いてあるんですけども、村の財政負担、新規施設となる井戸や除去施設の可能性について県が村と協力の元、早急に明確にした上で行うというようなこと言っているわけですけども、ただそれには例えば1年なりかけてですね、例えば、この新規水源、汚染されてない水源の可能性について調査をするとか、そういう約束が私必要だと思うんです。県が。調査した結果やっぱり、この案でいけるのかどうかということと村と協議して決めれば良いと思うんです。負担の問題も私はそうだと思うんです。ですから、そこまで掘り下げていかないと、村としては、村長さんの気持ちになれば、事業者としては、判断できる材料がなければ判断できないと思うんですよ。それを無理やり明確にしないで

中途半端にしたまま決めちゃうというやはりこれは大変な禍根を残す結果に私はなりはしないかなということ、あえて申し上げたい。ですから、検討委員会としてはそこを突っ込んで論議を頂いて、例えば来年度予算で水源の調査については、他のダムのこと、他の流域もあるんですけど、県が例えばいくら予算を取って、水源調査をしますというようなところまで踏み込んでいかないと、それで、1年なりかけて検討して判断しましょうという姿勢で私はいいと思うんです。方向が例えば脱ダムであっても、それが無いとやはり、無責任になっちゃうなと私は思います、はい。

宮地委員長

どうぞ。

松島（信）委員

今の水源調査の件は例えば、これも部会の中でしょちゅう出したんです。でも、村の協力が得られませんでした。それは今、竹内部会長さんが言われましたように、やっぱり、それなりきの理由があってと思いますんで、そういう調査の方向が出れば、それにこしたことはない。と言いますのは、あそこは地下水に関しては、おそらく今回問題になっている各流域の中では、トップクラスに地下水が豊かなんです。どういうことかって言いますと、前に利水ワーキングの方で北部簡水について自家用井戸をもっている家の割合が52%って出てましたというくらい地下水は各戸、昔の農家だったらだいたい1個から2個の自家用井戸をもっておるんです。ですから、新しいサラリーマンのうちは別としまして、農業を主体とした村でありまして、地形が非常に複雑で畑地が多いので、それで硝酸性窒素の汚染度が高いんですけども、逆に天竜川の洪水氾濫原が今一番開発されていて、そこから井戸を掘ると、個人の井戸でも事業者の井戸でも、すごい勢いで自噴するんです。こんなところは飯田市周辺でもトップクラスなんです。それを今まで使ったんですけれども、果樹、または柿とか畑とか、こういうものが上段地域にあるために、硝酸性窒素汚染が進行してきとる場所があるわけです。だから逆に硝酸性窒素汚染が低いところもある。高いところもあると。その分布状況くらいは相当数の自家用井戸を含めて掴みたかったんです。でも、それはどうしても協力が得られませんでしたので、できませんでした。しかし、井戸が地下水が豊富だということは、他の地域から比べると抜群に豊富であると思っていいわけです。かつて、あの地域に県営の工業団地が計画されたり、または、食肉センターが計画されたりとか、ごく最近の流れを見ても地下水が豊富だから、そういうような計画が次々にあったわけですね。ですから、地下水、ここへ井戸を掘れば、硝酸性窒素汚染が少ないよというような場所はやっぱり調査すべきである。特に北部水源についてはそういうことが言えると思うんですけどね。

宮地委員長

どうぞ。

松岡委員

地下水の豊富さについては、私もまったく松島（信）委員と同意見といたしますか、同じ見方

なんですが、ただやはりあそこの自噴してくる井戸は扇状地にございますので、その奥の方の例えば、芦部川流域に、それは自分たちの捨てたごみでもありますが、産業廃棄物の処分場、一般廃棄物、細かく言えばどちらかはちょっとあれですけども、そういうものが実はあるわけです。そうすると浅川もそうでしたけれども、あのままだと未来永劫、量はともかく出続けてくだろうというものもあるわけです。農地の肥料以外にも気になるものは扇状地の自分たちの井戸の上流に実は沢にあるわけです。なぜあの地域の人は拘ったかっていうと、多分郷土沢は、実はそういう処分場よりも上にありまして、出てこないというところにございまして、どうしても拘った部分があるんじゃないかと思っております。だから、そのダム造る造らないというのはまた別の話ですが、そうした側面もあった。ですから、扇状地で井戸がたくさんあって水が豊富なところは、どこも似たような問題をどこまで明らかにして大丈夫かというようなところを見ながらやっていると思っております。先程、部会長が申されましたけれども、私が、全部駄目になっちゃったら、こんなもどかなって言ったのは、窒素が高く他の成分もあるかもしれないけれども、農業用だったら量的には使えるかもしれない。だったら、飲用には適していないくて、農業用だったら使える水をそれに使って、飲用に適しているものを飲用に回せないかなみたいな案で実は出したんですけど、それは具体的に試算してくださいということで出ませんでしたので駄目ですけども、水量豊富だというのは確かだと思います。ただ、汚染物質がずっと出てくるなという不安感は根底にあると、それは感じております。

#### 宮地委員長

飲み水の問題というのは一方においては、それは関係市町村がやることだという問題がある。それがそうでないところへ費用の面で話がいったような感じがしておるんですが。だから、論理で割り切るとなかなかちょっと不合理のようなんですが、関係市町村としてみると背に腹は変えられんということあるのかも分かりません。今のようにさっき、竹内部会長がおっしゃっておられた、確か治水の面では応急処置というもので何とかなっているとすれば、やっぱり利水の面で本当にダムを造らなきゃいかんのか、そうでなくて済むのか、費用の面も含めまして、そういうふうに問題を突き詰めた方がいいのかも分からないという感じがしておるんですけども。結局、頭からダムがいたりとかいらんとか言っても仕方がないと思う。問題は飲み水が確保されるかどうか、それでひとつ水利権の問題もありますが、これは市町村の話し合いにもよりますし、しかし、名目の変更がございますね、さっきの話だと。農業の水に使うという話もありますから。その辺は、いろいろ県の努力も必要だし、それから、縮小するというの、町にやれというのやっぱり無理なんでしょうね。お金の面では。そういう意味では県あたり、そういう補助をしてもらおう。削井というのは前は三郷の時に言ったと思うんですが、やっぱり途中大分違うんですかね。一本1,000万円で済むという人もあるし、2,500万かかるという人もあるし、よう分からんのですが。やっぱり、そういうとにかく水を確保する方法が結局ダム以外にないか、費用の面も含めて、それをもう少し突き詰めてみる必要があるんじゃないでしょうか。どうぞ。

#### 松島（信）委員

現在の応急対策として、村が新しく掘った井戸を先ほど説明しました。これは掘るだけなん

ですけれども、150m掘りました。2、000数百万円とか言ってました。ですから、これはすでに部会の始まる前に掘ってあったので、もし部会が始まるっていうことになれば、掘る地点をもう少しは配慮すべきだったなと思って、私みたいな地質やってるものは当然思うんですけれども、それはそれで致し方がないことで。それから、豊丘村はさっき石坂さんも言われました。水の面では井戸の他に、竜東一貫水路という用水路、これは農業用水路ですが、あるんです。これは小渋ダムという、国のすごい大きなダム、その利水容量の大部分はその竜東一貫水路で流す水なんです。その余った水で県の発電所をやっています。それを竜東土地改良区というところでコントロールしておるんですが、利水容量が年にいくらって決まっています、その決まっている容量をその土地改良区がコントロールして、最も渇水になる時を経験で、この辺で一番渇水になるよという時に、その決められた利水容量をうまくそこで使い分けるわけですね。豊丘村、その隣の喬木村もそうですけれども、全ての河川にその水が放流されるんです。つまり、加わるんです、その水が。つまりその河川水が自然に流れるだけじゃなくて、その末端へきて、今言った竜東一貫水路の水が放流されます。竜東一貫水路の水は畑地灌水というもうひとつの目的もありまして、段丘地帯が果樹園になっていますから、そこへスプリングクレーを付けています。そういうようなことをやっているんですが、最近は農業後継者不足でやたらと果樹園が放棄されてしまうという悩みがある。そうなるとうちでも竜東一貫水路の水がそれだけ余分に出てきますね。ですから、各河川へ放流する量というのはそこへ実際行って見ますと大きなパイプから出ています。ですから、そういう意味においては、水において恵まれているというようなことは客観的に言えるわけです。さらに村の地形が奥深くて、とにかく天竜川から20km奥まで、かつては集落があったんですから、今は過疎地になってはいて、放棄されているんですけど。ですから、そういう奥深い河川がたくさんあって、でも末端で農業用水をたくさん使うということで、それに対して竜東一貫水路もそれを補助していると、竜東一貫水路の水は小渋の水ですから、濁りがありまして、上水道には使えません。

#### 宮地委員長

農業用水としては使える。そうですか。今、9人おるんですが、実は3時から大熊委員が他の方の会議に予定があって出られる。そうすると8人で過半数を辛うじて超したという状況になってるんですが、それで今ちょっと、この問題そう突き詰めてもいけないような感じがしているんですが、どんなふうでしょう。話の腰を折るつもりは毛頭ないんですけども、あいにく今日はお天気も悪いし、皆さんがお帰りの時間もちょっと考えなきゃいけないような気がするんですが、どうぞ。

#### 松島（貞）委員

水があるのかどうかという議論になると、先程、松島（信）委員も松岡委員もいっとるとおり、地下水掘ればある。除去装置を付ければいいという話だけになっちゃうんだけど、竹内委員言ったとおり、郷土沢の水をという点で、私も最後に提案したかったんだけど、黒沢もそうなんだけれど、郷土沢でダムを造らなければ、郷土沢の水飲めないという結論なんですね。要するに、ダムを造らなければ河川の流量がなくて飲めない。これは今の法律ではそうい

うことになってしまうんだけど、先程特区の話ではありませんが、松島（信）委員も言ったとおり、取水堰で取ってる水を飲めれば、それは解決できることなんだけれども、そうすると農業水利権と調整という問題がどうしてもある。ここまでの議論になるとダムを造らなければ郷土沢の水が飲めないという、その法律や事務方の意見を超えて、例えば調査をするんならば、農業用水に使う分だけ除いて湯水期にどのくらいあるのかというような調査をもう一回本当にこういうのしながら、それから水利権者とどなたか県なら県が責任上、調整しながら、大事な水をそういう画一的な考え方でなくて利用するという利水の座長が言ったとおりの柔軟な考え方をして郷土沢の水を将来、飲用水に利用するという方向をやっぱり、提案してくべきじゃないのかなあという、そういう思いがしております。

宮地委員長

はい、どうぞ。

大熊委員

私も松島（貞）委員の意見に大賛成です。私の基本的な考え申し上げますと、江戸時代はみんなそうやって話し合いで解決してきたんです。すべての利水の問題やなんかもですね。ところが、明治以降になって中期以降、我々近代技術を手に入れたから、問題が起こると近代技術に頼って、ダムに頼ってという形で物事を解決してきた。これが20世紀型だったと思うんですね。ですから、これからの時代はやはり安直にそういう近代技術に頼るんじゃなくて、やはり話し合いで解決できるところは話し合いで解決をするという方向へ向かっていくべきであって、我々はそれをここで提案すべきなんじゃないかなと考えます。そういった議論は皆さんのところにもお配りした私の資料の中で江戸時代では見直しということで、数年やってみてうまくいったかいかないかということで徐々に変えていくといいますが、そういうことは盛んにやられていたんです。決して、それを幕府だとか藩に頼ってやったんじゃなくて、利水者同士で話し合っただけで決めていたというのが実態なんです。もう一度日本人はそういう議論をうまくやるべきだと思うんです。明治以降ちょっと技術に頼って議論下手になったのかなあとは思ってます。話が別の方にいっちゃっていますけれども、根底的にはそんな思いがあって、私はここに参加しております。

宮地委員長

郷土沢の水を何としても飲みたい、黒沢もそうですね。あその水がどうしても飲みたいんだ、それにはダムを造らざるを得ないというような議論になっていますが。やっぱり、いろんな、どうぞ、石坂部会長。

石坂委員

今、提起されている問題というのは、形は違いますけどやっぱり治水の問題も含めてずっとこの委員会では煮詰めようと思うんですけど、いまひとついろんな期日の関係とかいろんなことで、十分な議論ができないでいる問題で、今本当にそれをしなくちゃいけない時だと思うんです。だからそういう意味で私も今、松島（貞）委員とか大熊委員から提示されている方向には



賛成なんですけど、検討委員会としてはもう少し詰めた議論をして、具体的にはこの郷土沢の取りまとめ、どういう方向で答申してくかってこと、これからその方向へ議論進むかと思うんですが、委員長が言われましたように大熊委員が3時でご都合が悪いということになりまして、成立はしているとは言うもののぎりぎり一人欠ければもう成立しないという人数でこの一番大事な最後の部分を今日なんかちょっとね。

宮地委員長

勿論、私はまだ結論出すには至らない、そういう段階じゃないと思っております。どうでしょう。竹内部長、どんなふうな感じを、報告をおまとめになった段階で、今のようなお話をもう少しやっぱり、慎重に続けるべきだと思いますけども。

竹内委員

私は気持ちは先程申し上げたとおりなんですけど、できれば今日の論議踏まえて次回までに各委員さん方も含めて、じっくりご検討頂いて本格的に次回やって頂ければなと思います。ただ申し上げておきたいのはいろんな新たな手法取り入れるのもいいですし、ダムによらない方法としてああいうこともあるこういうこともあるというのはいいんですが、やはり水の問題というのは、ひとつは飲み水の問題であり、それと同時に水源がともなうものであり、水利権が伴うという壁があるわけです。これについてやっぱり、私の考えは検討委員会としても答申をしっぱなしというのではなくて、1年間なり、例えば、この任期が終わっても宿題期間といいますが、そういうものを県にちゃんと託していくということをしっかりやっていかないと、今回、水の問題やってまして、飲み水の問題、私はやっぱり無責任になるかなと。ですから、さっき申し上げたように、例えば、地下の水源について実際に調査してみないと分からないのも事実なわけです。水利権もいくらそうあるべきだと言ってみたとところで、協議してみなきゃ分からないわけです。ですから、そういう猶予の期間というものを、1年なり設ける選択、そういう手法もやっぱり、私たちとして取り入れていって答申に盛り込むべきではないだろうかということとは次回あえて申し上げたいと思いますが、今日、一応、そんなことで是非、そういうことも含めて考えて頂きたいということ。それと、県には来年度予算がすでに査定といいますが、概要、新聞等でも出てくる時期になりまして、浅川・砥川については森林整備とか、そういう記事が載っております。いずれにしても、これはまだ答申出してないんで、出たってしょうがないと思うんですけども、一定の時期に言ってみればこれは6月までですから、もう方向は出てくるということになりますので、先程、申し上げたように水源に対する調査の費用とかそういうことについても是非、答申出てからといわれれば、それっきりなんですけど、こんな意見もあるということは踏まえておいてご検討を頂きたいと思います。

宮地委員長

今のアフターケアと申しましょうか、そういう問題は上川もおっしゃっておられますし、実は、まだこの河川も結局そういう問題は残るんだろうと私は思っておりますが、これは先程も申し上げた薄川の場合も勿論そうでございますし、そういう体制は何かで続くようにしておかないと答申のしっぱなしではいかん。そこのところはちゃんと引き継いだ方がいいと思って

おります。ちょっと、話を無理にちぎるようなことで申し訳ありませんが、いかがでございますしょう。今日のところはこういうことで、ただ、今日の議論をはちょっと本題に触れかかっておりますので、よくまたお考え頂いて次回の委員会で改めて郷土沢の話をしたい。私は率直に申しまして、郷土沢の方向どう出すかということは今後のいろんな答申、全部にひっかかってくると思っておりますので、少し慎重に致したいと考えております。よろしゅうございますか、そういうことで。ちょっと今日日が悪いものですから、遠方にお帰りの方もいろいろあると思いますので、一応、今日の議論はここで終わりたいと思いますが、その他に、すいません。起草委員のことをしゃべるの忘れておりました。上川の起草委員、今ここで5分か10分でお答えを頂けますか。ちょっとおっしゃってください。まず、治水のことは高田先生、そうですか。高田先生は部会の委員ですね、ちょうどいいですね。それから、どっちいきましょうか。財政は。

竹内委員

今日いませんけど欠席裁判で五十嵐委員にってもらいます。

宮地委員長

部会委員ですか、じゃあ、お願い致します。それから、森林は、ということで植木先生、お願いできますね。それから、もうひとつ利水があるんですが、利水もいれて。

石坂委員

メンバーが誰も部会の議論に加わっていないので、誰も困るんですけど、今日、高橋委員もいませんので。

宮地委員長

高橋さん、部会長やっているから、石坂さん、お願いできません。

石坂委員

仕方ない。すいません

宮地委員長

石坂さんをお願いをして、地質に松島(信)先生が入って頂くと、信幸先生。それでよろしいですね。それで委員長は入るということでございますので、入りますが、これに私を加えまして、結局6人で具体的にどういうふうな日程でどんな段取りで書くかということは、またその起草委員会のメンバーでご相談をしたいと思えます。なるべくはやくいろいろ県会も始まりますんで、たたき台を作りたいと思っておりますが、その辺はひとつ起草委員にお任せを頂きたい。よろしゅうございますでしょうか。それであとなんか。はい、お願いします。

田中治水・利水検討室長

次回ですが、来月2月4日火曜日になります。サンパルテ山王でお願いしたいと思います。

時間は午前10時から午後4時までということで予定しておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。なお、サンパルテ山王、市街地の中心部の方ですので昼は特に事務局で用意するということではなく、できれば各自でお願ひしたいと思ひております。旧山王共済です。

宮地委員長

駅からも近い。よろしゅうございますでしょうか。それではちょっと足元の明るいうちにと  
いうことになりますが、本日はこれで終了致します。1時間ほど早いんでございますが、ご帰  
宅の時にお気をつけてお帰り頂きますようお願いを致します。

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名委員氏名 \_\_\_\_\_ 印